

## 平成17年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成17年3月29日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 日程第3 議案第3号 本巢市立公園条例について
- 日程第4 議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第25号 平成17年度本巢市一般会計予算について
- 日程第16 議案第26号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第27号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第28号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第19 議案第29号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第20 議案第30号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第21 議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第32号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例に伴う関係条例の整理に関する条例について

---

### 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 第3 議案第3号 本巢市立公園条例について
- 第4 議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第5号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 第7 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 第8 議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第13号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第25号 平成17年度本巢市一般会計予算について
- 第16 議案第26号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第27号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 第18 議案第28号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 第19 議案第29号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 第20 議案第30号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 第21 議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算について
- 第22 議案第32号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例に伴う関係条例の整理に関する  
条例について
- 追加日程第1 議案第35号 市道路線の認定及び廃止について
- 追加日程第2 発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第3 発議第2号 障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書について
- 追加日程第4 30人以下少人数学級の実現を求める意見書について
- 追加日程第5 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

出席議員（46名）

|     |     |     |     |    |     |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 2番  | 翠   | 幸雄  | 3番  | 安藤 | 次郎  |
| 5番  | 国井  | 博   | 6番  | 道下 | 和茂  |
| 7番  | 吉田  | 建夫  | 8番  | 日浦 | 興和  |
| 9番  | 浅野  | 英彦  | 10番 | 杉山 | 一郎  |
| 11番 | 長谷川 | 勝彦  | 12番 | 中村 | 重光  |
| 13番 | 藤沢  | 敏夫  | 14番 | 村瀬 | 明義  |
| 15番 | 高木  | 俊一  | 16番 | 若原 | 敏郎  |
| 17番 | 瀬川  | 治男  | 18番 | 堀  | 守   |
| 19番 | 吉村  | 優   | 20番 | 宮脇 | 孝男  |
| 22番 | 川口  | 金二郎 | 23番 | 後藤 | 寿太郎 |

24番 小川幸雄  
26番 山田澄男  
28番 大熊和久子  
30番 大西徳三郎  
32番 林和治  
34番 宮川久夫  
36番 高橋一  
38番 高橋義和  
40番 遠山利美  
44番 稲葉信春  
46番 鵜飼静雄  
48番 三島智恵子  
50番 中野治郎

25番 園部隆雄  
27番 上谷政明  
29番 竹中光夫  
31番 戸部弘  
33番 春日井万里  
35番 高橋秀和  
37番 出村宏行  
39番 高田弥  
41番 杉山潔  
45番 瀬古孝雄  
47番 川村高司  
49番 臼井茂臣  
51番 白木健

---

欠席議員（2名）

1番 安藤重夫

21番 小澤菊治郎

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

|                    |      |               |       |
|--------------------|------|---------------|-------|
| 市長                 | 内藤正行 | 助役            | 高木巧   |
| 収入役                | 守屋太郎 | 教育長           | 高橋茂徳  |
| 参与兼合併<br>プロジェクト外室長 | 新谷哲也 | 総務部長          | 溝口義弘  |
| 企画部長               | 高橋武夫 | 市民環境部長        | 土川隆   |
| 健康福祉部長             | 中村節  | 産業建設部長        | 服部次男  |
| 上下水道部長             | 林賢一  | 教育委員会<br>事務局長 | 堀部秀夫  |
| 根尾<br>総合支庁長        | 島田克広 | 代表監査委員        | 三田村晃司 |

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 富田義隆 | 議会書記 | 今村光男 |
| 議会書記   | 杉山昭彦 |      |      |

---

開議の宣告

議長（白木 健君）

ただいまの出席議員数は46名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 若原敏郎君と17番 瀬川治男君を指名いたします。

---

日程第2 議案第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第2、議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。

議案第2号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

3月17日午前9時から総務常任委員会を開催し、審査付託を受けました6議案と1議案を審査及び審議し、5カ所の現地視察を行いましたので報告をいたします。

議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、第3条、報告事項については、個人情報に注意して公表してほしい旨要望して、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第2号 本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

---

日程第3 議案第3号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第3、議案第3号 本巢市立公園条例についてを議題といたします。

議案第3号については、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

付託を受けました議案第3号 本巢市立公園条例については、本条例に列記していないイノコ公園、17年度整備予定の根尾谷断層展望台等、類似する公園も本条例に含めることが望ましいとの意見に対しまして、今後、所管部署と調整し、検討していくということで、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号 本巢市立公園条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

---

日程第4 議案第4号から日程第7 議案第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第4、議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第4号から議案第7号までについては、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

報告をいたします。

議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例について、議案第5号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例について、議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての3議案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、合併時のすり合わせで一番高い町村の報酬額としたため、県下の市の状況を調査し、適正な報酬額に変更することとし、囑託員については職員とのバランスを考え、本条例から要綱へ移動したことにより議会に提案されない部分が生じたことと、報酬額が引き下げられたことについての反対意見もあり、態度・賛否の保留1人がありましたが、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（白木 健君）

議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号 本巢市部設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定いたしました。

議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

2点伺いますが、この条例を見ておりまして思いますのは、一つは、この条例から相当数が要綱に移されたわけでありましたが、そうすると、これまでは議会に明らかになっていた部分が、率直に言えば、覆い隠される部分が出てくるわけでありまして。もちろん、予算の中に反映されてまいりますので、そこで一々聞けばいいわけですがけれども、そうでなくて、外れた部分についても、この非常勤の特別職の条例を改正する場合に出されるような一覧表を、要綱に移した部分についても、改

定の都度、一覧表を提示するというようなことをしてもらわないと、非常に議会としてわかりにくくなってしまふのではないかと考えておりますが、そのあたりがどうなのかなということ、もう一つは、説明を聞いておりますと、今まで人ありきの報酬であったと。そういう部分があったので、その部分も含めて是正をしたという話であります。

たまたま大和園の話を簡単に申し上げますと、新しい施設ができてまして嘱託員、非常勤特別職を雇ったんですけれども、オープン間際になって1人辞退をされたと。それは恐らく、これは想像でありますけれども、報酬が低いということもあったと思うんですね。それから考えますと、同じ職種でも、経験によってある程度の違いがあってもいいのではないかと。例えば、この非常勤特別職の中でも専任保育士とか、ある意味での専門職、そして通常の職員と同じような仕事をやってもらうというような場合がありますね、職種によっては。そうした人でも、例えば学校を出たての人、あるいは10年、20年経験した人が、全く一緒というのはどうかなという気がいたしますが、そのあたりの配慮というのは可能なのかどうなのか。今の条例では不可能だと思いますけれども、今後、考える余地があるのかどうなのか。そのあたりについて、どういうことが論議され、またどういふ見解を持っておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

総務常任委員会で十分検討しましたが、今、鵜飼議員から質問があったことは検討部分に入っておりませんので、事務局の方から答えをしていただきます。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。

今回の非常勤特別職の報酬の件でございますけれども、一部嘱託員等につきましては、要綱の方に移させていただいたということでございます。これについての、当然予算の前について、もし改正ということになりましたら、一覧表で議員の皆さんにお知らせをしてみたい、そんなような取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

それから2点目でございますけれども、今回、この額の見直しというのは、あくまでも人ありきという部分が多くありました。そんな中から、基準をもって統一をしたということでございますが、今、議員が申されたように、どうしてもそういう経験とかという部分で差異を設ける必要が生じた場合については、今後検討してみたいというふうに考えております。

とりあえずは現段階では、こういう形で取り扱いをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

---

日程第8 議案第8号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第8、議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第8号については、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

3月18日午前9時から環境福祉常任委員会を開催し、付託3議案の審査と議案第25号を審議し、4カ所の現地視察を行いましたので報告をいたします。

該当の議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、昭和51年から県補助金を受けて実施してきたが、平成17年度から県補助が廃止されるので市も廃止をしたいとのこと。県下47市町村のうち、継続するものは2市4町のみである。事業費的にもそれほど多くなく、制度が安定しており、県の意向のみで廃止すべきではないとの意見もありましたが、これに対して市長からは、嫌われてでも切るものは切るというかたい決意が表明されました。私は、そういう点でこの点について、別に嫌っているから後ろを向いて発言をしているわけではありませんが、委員会としては、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしましたので、委員会としての報告をいたします。以上でございます。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

一般の本会議でも申し上げましたが、69歳の医療費無料というのは、ずうっと定着してきた制度です。また、予算的に見せていただきましたが、市の負担がそれなりにふえるという状況でもございません。また、環境福祉常任委員会を傍聴させていただきましたが、委員長以外にも、介護保険の負担もふえるので、できたら続けてもらいたいという意見もあったことも踏まえて、私は、もう一度市長に、市独自で制度を維持することを考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

この問題につきましては、先日の委員会におきましても、十分意見を申し上げたところでございます。日本人の高齢化は世界第1位ということになっていきますし、健康な方もふえていると。むしろ、今度の介護なんかにつきましては、介護予防の方に向かっているということでございます。そういうことも踏まえ、さらに県下の市町の取り組み状況も勘案しまして、総合的に考えて、本市としましては、広域連合を組んでおります他の1市1町も取り上げていないということも踏まえまして、この提案のとおりにお理解をいただきたいと、このように思っております次第でございます。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

質問のときにも申し上げましたが、69歳はもう弱者ではないと言われましたが、私はまだまだ、特に低所得者の方については、健康を害しておられる方も多いと思います。それで、市独自で制度を維持していただきたいという立場から反対をいたします。

議長（白木 健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成者、ございませんか。

〔発言する者なし〕

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第9号から日程第11 議案第11号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第9、議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第9号から議案第11号までは産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

先ほど報告を一部漏らしておりました、今報告させてもらいますが、3月23日の午前9時から産業建設常任委員会を開催しまして、付託8議案を審査と、それから議案第25号の一般会計の産業建設部の部分を審議いたしまして、6カ所の現地視察を行いましたので報告いたします。

次に、ただいまの付託を受けました議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について、議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案どおり可決するものと決定いたしました。

議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、公共用地に無許可の看板、広告塔が設置されている箇所があるとの意見に対しまして、今後、パトロールを強化いたしまして指導していくということで、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白木 健君）

議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例に

については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

---

日程第12 議案第12号から日程第14 議案第14号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第12、議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第12号から議案第14号までは文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教常任委員会委員長 中野治郎君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

文教常任委員長報告。

3月22日午前9時から文教常任委員会を開催し、付託5議案の審査と議案第25号を審議し、3カ所の現地視察を行いましたので報告します。

付託された議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例については、公の団体を通じない使用者は有料となるのはいかがかとの問いに対し、公共的団体に属する使用は減免規定があり、その他の有料となる市テニスコートだけが色分けして他のグラウンド等と不整合となっていることと、備品及び消耗品類についても無料・有料の区分については、今後検討していきたいとの回答を得たので、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてと、議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例については、慎重審査した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

議長（白木 健君）

議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第13号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

討論を省略させていただきます。

これより議案第13号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第14号 本巢市文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

提案の2条第1項、民俗技術を加えるというふうになっておりますが、これに該当するものについて、本市についてはあるのかということと、同時に、こういう問題については、なかなか隠れていたりしてわからないということがあるわけですが、そういう点での調査をする意向があるのかどうか。2点、お尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

文教常任委員長 中野治郎君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

教育委員会で答弁をお願いします。

議長（白木 健君）

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

お答えします。

この民俗技術につきましては、失われいく郷土の文化的な景観・生活・生産の製作技術、近代の

文化遺産ということで規定がされております。それで、当市におきまして該当するものはあるかということでございますが、主にかじ（鍛冶）とか船大工、こういう技術を後世に伝えていくということが今回の目的になっておりますから、今回、当市には該当していないというふうに考えられます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

本巣地域で過去の議会史をつくったときに該当するものとして、わら細工というものがありません。こういうものについては、今の答弁だと特に外れてくるわけですが、やはり一度調査をされてはどうかという2番目の質問について、再度お尋ねします。

議長（白木 健君）

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

お答えします。

民俗文化財においては、それぞれ保存していくのに大切なものがあるかと考えております。それで、当市としまして保存に欠かせないものと、保存していくのに必要なものがあるかと存じますので、必要に応じて調査し、保存に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号 本巣市文化財保護条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

---

日程第15 議案第25号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第15、議案第25号 平成17年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

一般会計予算の質疑については、お手元に配付のとおり、歳入歳出事項別明細書の予算科目の款別、ページ別に行いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、歳入の市税16ページから交通安全対策特別交付金20ページまでについて、質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

はい、46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

2点伺います。

16ページですが、一つは、市民税が増収になっておりますが、総務の委員会において若干説明されたと思いますけれども、十分把握できなかつたので、傍聴はしてございましたけれども、改めてその市民税増の理由についてお伺いしたいと思います。

もう1点は、固定資産税について、12月議会でしたか、水資源への固定資産税の400万円ぐらいの減額が出ましたね。それについて、いろいろ指摘をして、来年度、水資源とよく話し合うというような答弁をいただいておりますけれども、この件については、どのような経過をたどっているでしょうか。

その2点についてお伺いします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

まず、第1点目の市民税の件でございますけれども、これは税法の改正によりまして、配偶者特別控除の改正に伴うもので増額ということになっております。また、均等割の部分につきましても増になっておるわけでございます。

それから、次の2点目の水資源の件でございますけれども、土地の減免にしておる件でございますけれども、この点につきましては、早急に水資源と話し合っただ進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

12月であろうと3月であろうと同じような答弁になりますが、この予算ではどうなっていますか。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

この予算につきましては、今のところ前年と同様の取り扱いということにしておりますので、一応マイナスということで減にしております。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

総体としてはふえているけれども、水資源の関係については、12月で400万円減らした、減免でやっているということだと、12月の答弁は、来年度、要するに17年度にどうしていくかということについての話し合いをしていきますと。その結果がこの予算に反映されるんだろうと。現実的には、12月あたりから新年度予算の作成に入っていきますから、数字的には別問題として、少なくとも今の段階では、ある程度の協議がなされていなければならないと思うんですね。そのあたりというのは、忘れていたんですか、サボっていたんですか、どっちなんだろうね。

だから、早急にというふうに言われるんで、早急というのはいつまでなのかということ、はっきりさせてください。

議長（白木 健君）

暫時休憩いたします。

10時まで休憩とさせていただきます。

午前9時45分 休憩

---

午前10時01分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

答弁を総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

大変時間をとらせまして申しわけございません。

今回、御質問のございました土地と絡めまして、その土地を含めた対象外の地域につきまして、水資源開発公団の方が建築学的な見地から見まして、今、調査をし、その中で地元と交渉中でございます。そんな中で、その交渉の結果を見ながら、時期を見てこちらで話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。

まだその結果を私どもは聞いておりませんので、そんな中で、その交渉結果を見ながら公団と話し合いをしてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

確認だけいたしておきますが、そういう状況の中ですので、減免をするというふうに確定はしてないわけですね。だから、そういう前提で物事をこれから進められるというふうに理解していけばよろしいですね。それだけ確認しておきます。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

現段階では、予算はそうように取り扱っておりますけれども、時期を見て、また補正等で考えてまいります。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、歳入の分担金及び負担金21ページから市債39ページまでについて、この間の質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

24ページの民生費国庫負担金が の 5,448万 7,000円になっております。説明のときには、老人福祉費の負担金が廃止になったこと、あるいは保健基盤安定負担金の低所得者の軽減分がゼロになったことなどという説明があったように思いますが、この部分は他で補てんがされるのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、使用料が 600万 1,000円ふえています。手数料は の 423万 5,000円です。このことによって住民の負担はどのように変わると考えておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

何ページですか、それは。

48番（三島智恵子君）

手数料全体のことですので、手数料につきましては24ページの上の方です。それから負担金については、23ページの一番上、比較というところに載っております。使用料及び手数料については全体のことでございます。2点お尋ねいたします。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

では、お尋ねの24ページの民生費の国庫負担金、これが今年度3億 6,164万 4,000円、前年度と比較しますと 5,448万 7,000円の減額ということですが、この内容につきましては、節4の

保険基盤安定負担金、本年度 1,017万 4,000円が前年度は 5,060万 3,000円ありました。減額された内容につきましては、三位一体改革の中の国保制度の改正に伴うということで、御質問にありました低所得者の保険税軽減分に対しまして、従来は国が2分の1でありましたが、それが県の方へ移管いたしまして、県が4分の3ということになって、市が4分の1になったということでありまして、いわゆる県の負担金であります。26ページの県支出金、県負担金、民生費県負担金の中の節4の保険基盤安定負担金の6,234万円、本年度はこの額ですが、前年度が2,530万1,000円でした。3,700万円ほど増額になっております。国の負担分が県の負担に変更になったということでありまして、金額は整合しておりませんが、さらに国民健康保険特別会計の方の中で県の支出金で財政調整交付金というのが新たに創設されました。金額につきましては4,892万5,000円で、県の負担がふえておるということで、いわゆる国と県の絡む支出金につきましては、ここでバランスがとれているということでありまして、以上でございます。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

24ページの01目の民生費国庫負担金の中で、16年度に老人福祉費負担金で老人保護措置費負担金2,327万円が16年度ございました。これにつきましては、先ほど市民環境部長からお話ございましたが、三位一体改革でこの予算が17年度からなくなりましたので、これにつきましては税源移譲でなっております。そういうことでございます。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

23ページの使用料及び手数料の中の手数料でありまして、目の3.衛生手数料、前年度と比較しますと974万5,000円の減額ということになっております。これにつきましては、節1の清掃手数料の中の説明欄の粗大ごみ処理手数料1,836万円、この金額につきましては16年度は2,724万円ということでありまして、約880万円ほどの減額ということになっております。これにつきましては、粗大ごみの袋・シールの販売手数料ということで、16年度の実績を勘案いたしまして、今年度はこの金額を計上させていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（白木 健君）

それと、先ほど16ページから20ページまでの分で、私「ほかにございませんか」というのを落としましたが、もしございましたら、16ページから今やっております39ページまでの分を御質問いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

はい、高木さん。

15番（高木俊一君）

31ページの財産収入を少しお聞きしたいんですけど、土地建物貸付収入、糸貫のカリモクキャビ

ネットの一角に工業団地がございますね。あそこに公園があったんですけど、今現在、某社が駐車場として50台、60台とめているんですけど、その場所がこの項目に該当するのでしょうか。もしなかったら、あそこの使用料を市で徴収されているのでしょうか、そこら辺ちょっとお伺いしたいんですけど、お願いします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。

財産収入でございますけれども、今御質問のございました会社でございますけれども、貸し付けて、それなりの徴収をしておるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

15番（高木俊一君）

この項目に入っているということですね。

総務部長（溝口義弘君）

入っております。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、歳出の議会費40ページから57ページまでについて、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川村君。

47番（川村高司君）

包括的な質問にもなるかと思いますが、ページ数としましては、まず42ページの委託料、002の給与電算処理委託料、それから457の人事・給与システム導入委託料、その次の14節の市例規データベース借上料、それから47ページにあります地域情報化計画検討委員会の報償、こういう項目が盛られております。質問自体はちょっと包括的になりますので、そうした点を踏まえながら3点ほどお尋ねをしたいんですが、一つは、現在、市が行っているIT関係のシステムを、どこが監査し、あるいは設計をするのか。これは6月の議会で、もう一度きちっと一般質問をする予定ですので前倒しの質問になると思いますが、きちっとした設計をしてコンピューターを導入していかないとだめだと。先般、三島議員もそのこと等の質問をしたときに、助役は非常に専門的なことなので外部委託をするという答弁があったんですが、私は全く逆ではないかと。自市によるコンピューターの運営の比率をどれだけ高めるかということが、これから本巢市の今後の市政の中で重要になってくると。県内のある市については、自市のコンピューター運用を高めるという戦略を立てている市がありますが、本巢市については全く逆の方向を向いて、自主運営を低めるような助役の答弁のように私は聞いていたんですが、そういう点で、いわゆるコンピューターの管理をしたり、それから設計をすることの細部にわたっているような問題が発生をするわけですが、そういう点について、

どんな考え方でこのコンピューターの設計だとかプログラミング、あるいはインターネットの活用をしようとしているのか。この予算の関連で答弁いただければお願いをしたい。

絡んで、例規集がコンピューターで利用できるということになるんですが、じゃあ議員はできるのか。議会費の中でそういう費用が組まれているのか、答弁がいただければありがたいです。6月に、またゆっくりやりますので、できる範囲で結構ですのでお願いします。

議長（白木 健君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

専門的なことでございますので回答になるかどうかわかりませんが、今言われましたように、システムの設計とか、自市でいろいろなシステムの構築をやって高めたらどうかということでございますが、まだ現段階ではそんなような状況になっておりません。そういうことで、今は委託関係でお願いしておると。主なコンピューター関係のシステムとか保守関係については、県の出先機関であります情報センターが主でございますが、そういうところをお願いしておるということでございますし、今回の予算でも上げてございますが、これから個人情報の流出等のおそれが十分ございますので、それにつきましては、住民情報システムについては指紋認証システムということで、さらに機密性を高めるということで、今はパスワード等、暗証番号で管理しておりますが、住民情報等の端末、約35台につきましては、指紋でパソコンを開けるというふうにしたいと思っております。

それから、先ほど言われました検討委員会が現在6回行われまして、いろいろ情報に関する調整がなされております。この結果があと一、二回ぐらいで、4月中には大まかな方向性を見出しているだけということになっております。その段階で、また皆さん方にお知らせしまして御承認をお願いしたいというふうに思っておりますので、その辺も、またよろしくお願いしたいと思います。

答えになるかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

2点目の議会におきますところのパソコン設置でございますけれども、1台設置をできるようにということで、この予算で考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

川村君。

47番（川村高司君）

今、概略の答弁をいただきましたので結構ですが、例えばこの合併をしてから経験したことで、この庁内でパソコンを使っていると。それが使えなくなったときに、じゃあだれに頼むかということになると、ちょうど今答弁のあった高橋部長の部屋にだれか専門的な職員がいて、お助けマンで来るという状態ですが、しかし、その職員の処遇というのか資格、そういうものが市の中できちっ

とされているのかというと、どうも個人的にそういうのが好きな人間がたまたまいるというようなふうな理解もされるので、やはり少なくとも、これから4月から実施される情報の関連の問題も絡めて、市の中で、そうした職員の処遇なり制度をきちっと持っていく必要があるのではないかと。あるいは、その職員がいなくなったら、もうだれもやる者がいないというようなことになっても困るので、もう一遍、その辺の今後の方向だけ、ちょっと説明をいただければありがたいです。

議長（白木 健君）

助役。

助役（高木 巧君）

当初、専門的知識を有する職員を適材適所で、それぞれの部署に配置をするというような御質問も含めての回答ということになると思うんですが、私どもも、職員がそれぞれの部署で専門的知識を有して、その職務に対応するというのは、これは望まれることでもございます。ただ、今おっしゃいますようなシステムについての専門家といいますと、これは確かに得がたい職種でもございますが、なおかつその職を持っていることによりまして他の部署への異動も非常に窮屈になってくるというようなこともございまして、正直、県の6,500人の職員の中でも、そういった職員はおりません。したがって、これはやはり外部のそういった、日々変わるその知識を有効に活用していく中で、時代に即応したシステムの運用ということを考えていくべきものというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

あまり時間をとって申しわけないので、6月にまた質問します。

ただ、一言だけ言っておきたいのは、例えば私の経験ですと、私は直接タッチしたわけではないですが、私が仕事をやっていた部屋では、3人ぐらいのSEC（システムエンジニア）がいて、そしてその仕様書を書いてやっているんですね。仕様書を見れば、例えばその3人の職員がいなくなっても、外部のそういう専門家が来ても、ある程度そのシステムの状態が把握できるような状態になっている。最低そのぐらいのことはやはりしておく必要がある。だれが来ても本巢市のシステムの仕様書だけは掌握できるような体制は、これは専門家がいなくてもいい、大体やっておくべきことなんですね。例えば、家屋で言うと、家屋の設計書がつくられて、それはどういう設計士が見ても、どういう建設業者が見ても、そのとおりにやれば大体同じ建物が建つと。そういうシステムだけはきちっとやっておいてほしいと要望して、また6月に回します。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

1点は、実は川村議員と同じような形でお伺いしたいことが一つなんです、本巢市になってインターネット関係、IT関係の情報が進むということでかなり期待をされていて、例えば庁舎内のパソコンでいろんな施設の貸し出し状況が見られるような情報の整備なんか早急にされるだろうと思っていたら、なかなかそれも進んでいかないんで、一体どういう時期にスケジュール化されているのか、ちょっとお伺いしたかったんで、川村議員と同じような系統になっていくんで、そういったものはいつ明確化になるかだけお伺いしたいのが1点と、それから40ページの議会費の中で特別旅費を520万円組んでおられます。どういう意図でこの520万になったのかの経緯をお伺いしたいというふうに思います。

議長（白木 健君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

第1点目の御質問のインターネット関係で、図書等の貸し出し申し込み、いろいろインターネットでできるようになるわけですが、これにつきましても、現在、検討委員会等で検討されております。それで、通常のインターネットにつきましても、今年度中に新市の分については完成する予定でございます。今までは各旧町村ごとのインターネットで開いておりますが、新年度からは一本化して、内容も充実して行います。その中で、貸し出し等の関係についてはホームページ等でも開けられますが、そういうことでやりたいと。

そして情報化の関係では、今、大体の協議がされていますのは、各公共施設間をとりあえず光でつなぎたいと。それから、それ以後の末端関係、各家庭関係については、それ以後の考え方ということになるかと思いますが、これも委員会からの報告事項を受けて、皆さん方の御了解を得てからしっかりしたものをしたいというふうに考えております。できる限り早く、こういう簡単な図書の貸し出し等の申し込みについては早くやっていきたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

事務局長から答弁をしていただきます。

議会事務局長（富田義隆君）

それでは、議会の研修、特別旅費でございますが、市の方針に従いまして3割カットということでは言われまして、13万円ございましたけれども、一応8万5,000円で私の方は要求させていただきましたが、その後、市長査定におきまして1人当たり10万円になったということではございまして、平成16年度につきましても、三役さんとか各部長が随行となっておりますが、この平成17年度予算につきましても、随行につきましても、議会事務局1人ずつが随行するということではございまして、その分、大分減額をいたしておりますので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

企画部長の方のインターネット関係とか、ホームページを使っただけの情報関係は、これからの過程があるんでしょうけど、市民に、いつまでにこういった情報を、パソコンを通じてインターネットでできますよということを、目標的なものを行政も出していかれることだけは、ということは来年度中までにはインターネットを使って、例えば図書の問題とか、体育館とか、学校施設の利用状況ができますようにやりますとかという、具体的なものの目標的な数値だけは早目に出していただきたいというふうに思います。これは要望で結構です。

特別旅費の件ですが、そうすると全協でもらった資料は、1人10万円という形で組んであると。1人10万円ということは、48人の議員があるんで、48人の議員のうちで使えという予算組みをされたということですか。我々の任期は9月までですが、そういう形での予算の組み方かどうかいきたい。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。

今回の特別旅費につきましては、今回、議員の在任特例が終わります。そんな関係で、私の方としては、どういう形で使われてもいい対応という形で予算を組ませていただきました。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

それを、やっぱりきちっとしておいてほしかったということ。私は、これで12年お世話になったわけですけど、先のことはわかりませんが、次の人たちのために、どうやってこういう研修費を残していくかということは、十分大切なことであると。人数的にこういう形で設定されてきていますので、額面どおりとると、このまま使われていく気がしたんで、それはまずいというふうに私は思いますので、これは後になられる方たちが十分研修を深めていただいて、あるべき議会、あるいは議員という形で研修を積まれるために大いに使っていただける分が必要だろうというふうに思っていますので、この用途については十分検討する必要があるというふうに思っていますので、そういう総務部長の御答弁をいただければ結構でございます。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、3点伺います。

第1番目は市長に伺いますが、所信表明の中で自立できる自治体というふうに述べておられます。そのために議会や住民の御理解と御協力をというふうに言われています。当然のことでありますけれども、議会や、あるいは住民の理解を得るためには、説明責任をきちんと果たしていくことが必要だと思っんですね。そうしたことを通じて相互理解が図られなければならない。一般質問のときにも申し上げましたけれども、説明というのは、結果が出てこうしますという報告ではだめだと思っんですね。いろいろなものを練り上げていく、つくり上げていく段階で、どう住民や議会の理解を得るか、あるいはそうした声を反映していくかということが大事なわけですね。そうした点から考えてみて、今回、本当に幾つかは指摘しましたし、また後でも言うことはありますけれども、どんどん勝手に物事を進めていっている、そういう嫌いが残念ながらあります。その点について、市長の方針をお伺いしたいというふうに思います。いろいろな問題点は、この前述べましたので、今の段階ではこれ以上申し上げませんが。

二つ目は、46ページに工場跡地の利用計画策定委託料 500万円が組まれています。たまたまその二つ上を見ますと、総合計画策定委託料 525万円があります。さらに、ほかのところになりますけれども、ストックヤードも 500万、ほとんど 500万でどれも組まれているんですが、これは横並びで予算を計上しているのでしょうか。考えてみれば、この都築の工場跡地の利用計画について総合計画をつくる、あるいはストックヤードの1億余りの計画をつくるのと比べてみて、それほどのお金がかかるとはとても考えられないんですが、どういう根拠でこういうお金が出てきているのかというのが2点です。

三つ目は、47ページに樽見鉄道の関係の予算が載っています。この件について、一つは、御承知のとおりというか、市民鉄道への転換計画ができ、マイレール協議会、まだ仮称というふうに聞いておりましたけれども、本番になったかどうかわかりませんが、そのマイレール協議会ができた。そういう段階において樽見新線対策協議会というのが、まだ別個に存在していく必要があるのかどうかということかわからないのでお伺いしたいということが一つと、そのマイレール協議会の経費というのは、一体どこから出てくるのかというのが2点目。

そして三つ目には、これは前、全協のときにも申し上げましたけれども、市民鉄道へ転換を図ったという今の段階に立ってみれば、明知鉄道であれ、長良川鉄道であれ、基本的に自治体が最高経営責任を担っています。ここで言えば、本巣市が圧倒的に多くの補助金を出して運営を支えていくわけですね。そういう状況を考えてみたとき、ここまで経営を破綻させてきた経営責任を明確にすると同時に、だれが本当にこれを今後担っていくべきなのかということについては、もうそろそろはっきりさせていくべきではないかというふうに思います。前、全協のときに、市長だけでは判断できないので、よその首長とも相談するというふうには言われましたけれども、そうした結果、どうなってきたのか。それと同時に、仮に協議ができていないにしても、市長としての決意のほどをお伺いしたいというふうに思います。以上です。

議長（白木 健君）

最初の質問は、一般質問でやっていただく方が適当だと思いますから、一応40ページから57ページの間の質問をということをおっしゃるので、2番目からの質問でひとつお願いしたいと思えます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、工場跡地の利用計画策定委託料の件でございますけれども、今回500万の予算を計上しておりますが、御承知のように、あそこの用地取得につきましては、県の合併支援交付金を充当させてまいりたいというふうに考えております。それに当たりましては、あそこの土地利用の計画というものが必要となっておりますが、そんな中で、単なる平面図という部分だけで、区画を示した平面図、計画図面というものでなくて、もう少し具体的なものまで必要であるというふうに聞いております。その関係で、この件につきましては、見積もりをとったわけではございませんが、概算予算として500万円を計上させていただいたということで、これまではかからないと思えますけれども、そんな形で、少し具体的なものまでつくらなくてはならないという中で委託料を計上させていただきました。よろしくお願ひします。

議長（白木 健君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

1点目の総合計画の策定委託料の関係でございますが、これにつきましては、御存じのように、16年度、17年度……。

〔「それは聞いておらへん。それは比較して総合計画に比べて高いんじゃないかと言っただけやで、そっちはいい、別に。樽見鉄道だけ言ってもらえれば」と46番議員の者あり〕

わかりました。それでは樽見鉄道の関係でございますが、第1点目の樽見新線対策協議会が存続かどうかと、続けていくべきかどうかという話でございますが、御存じのように、この新線につきましてのメンバーは本巢市と揖斐川町、1市1町で行っておるわけですが、いろいろな御意見が今出てきておりますので、これについては、今年度、総会等もございまして、その場で、またそういう発言もしていきたいというふうに思っております。

大もとの協議会につきましては樽見鉄道連絡協議会と、大垣市さんが事務局でやってみえますものがありますので、これで十分動くというふうに思っております。そんなようなことで今後検討していきたいというふうに思えますし、それからマイレール促進協議会を一応立ち上げて、県の修繕費に対する補助については決定をしておりまして、補助金も近々入ってくるというふうに聞いておりますが、これを今後、この協議会は市民の方も入っているいろいろな協議をしていただいておりますので、逐次またお願いしたいと。そういうふうで、今後内容を見ておりました、健全な運営に対していろいろな御意見をいただきたいというふうに考えております。

それから、あと経営者責任につきましては、これはちょっと私の方では、市長の方から。

〔発言する者あり〕

マイレール促進協議会は予算がないということでございましたが、これにつきましては、樽見鉄道連絡協議会が予算を持っておりますので、そちらの方で、できる限り対応していきたいというふうに思っております。

議長（白木 健君）

市長、お願いします。

市長（内藤正行君）

樽見鉄道の経営責任に関します御質問でございます。樽見鉄道につきましては、議員の皆様方にも、今回、提案させていただいておるわけでございますが、何分御協力の方向を示していただいております感謝を申し上げるところでございます。

この鉄道の経営責任につきましては、本市の常任委員会にも社長を呼んで、厳しくそこで指摘もしていただいってまいった経緯がございます。しかしながら、とにかく再建に努めていくんだと、こういう責任の姿勢が示されたところであります。

この問題につきましては、御存じのように、すべて負担金は自治体で持っているという格好になってまいっております。私どもも会社の役員会等へ行きましても、厳しい姿勢で議事の進行につきましても注文をつけております。先日も、マイレール協議会の総会が最終終わりました県に計画書を提出する際にも、全員いらっしゃる場で申し上げたんですが、会社の役員会とか総会を行う場合にも、樽見鉄道連絡協議会の事務局に、その提出議案につきましては十分お知らせして理解をさせて、それで会社の方で会合を行ってほしいと。これはイレギュラーな形かもしれませんがということをつけながら、特にそういう注文もつけておりました。勝手に会社で走って行ってしまっただけは困るということが趣旨であります。

それから、先日も会社の役員会、2月にありました折に、ある株主さんが私のところへ参られまして、とにかく行政で全部負担してもらっておりますので、樽見鉄道の役員会をやりましても、私どもも発言権もないような状況ですし、この辺のところは、ひとつ持ち株との関係も考慮して考えていただきたいという申し出がありましたので、まだ首長の会議は行われておりませんが、先日、3月の初めに連絡協議会の幹事会がございましたので、幹事会にそのことを十分報告して、各首長につないでいただくようにしてほしいと、このように申し入れもしておきました。

今議会中の総務企画委員会におきましても、この樽見鉄道の問題が出ましたが、今のところ、どのようにこれを持っていくかと。今の株の問題とか、ほかの会社の構成員といったものをどうするかといったことは、私も素人でございますので、これは専門家の、例えば弁護士なんかの指導を受けながら対応していくべきことじゃないかと、このように委員会でも申し上げたところでございますが、各首長とも、大垣の市長さんは民間の出で商社マンでもあるわけですので、そうした方々と十分協議・調整しながら、あるべき方向を目指してまいらなきゃいかんのではないかと、このように思っているところでございます。

雰囲気としてはそんな形で、これは会社の大株主の方から申し出もあったということ踏まえて、前向きに取り組んでいかなきゃいかんのではないかと考えていますので、よろしくお願いま

す。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鶴飼君。

46番（鶴飼静雄君）

まず、1番目については一般質問というふうに言われましたけれども、私は予算全体にかかるということで、いわば総括的な質問だというふうに思っておりますので申し上げたんですが、ありませんでしたので、後で具体的な例を申し上げる中で、再度お伺いすることにしておきます。

2番目の予算の組み方については、答弁を聞いておりますと、何となく大ざっぱに組んだ、とりあえず組んでおいたというような気がしてなりません。先ほど申し上げたように、3カ所ともに約500万円でそろっている。本当にきちんと予算が精査されてできているのかなあという、そのあたりの疑問も感じざるを得ませんということだけ申し上げておきます。

樽見鉄道の関係では、例えばマイレール協議会の経費については、連絡協議会の方でというふうに言われました。でも、連絡協議会の負担金というのは、恐らく変わってないんじゃないですか。ということは、連絡協議会の負担金というのは、もともとこんなに要らなかったということでしょうかという点と、それと最後の点ですけど、今の経営陣に対する不信というのは、私も含めて議会の中にも結構ありますし、会社の中にも結構あります。議長が言いたそうな顔をしてみえるけれども、立場上なかなか言えないでしょうけれども、いろいろな経過からして、やっぱり不信感というのが相当ある中で、地域交通の特別委員会に呼んだときにも、これは前にも申し上げましたけれども、経営責任はというふうに問われたときに、先ほど市長が言われたように、きちんと立て直していくのが私の責任だというふうに言われた。でも、市民鉄道に変わっていくという段階で、あなたがやっているのではなくて自治体がやるというのが常識じゃないですかと言ったら、それはそうですすねというふうに半分納得したような顔をしておりましたけれども。

だから、実態が市民鉄道になることによって相当大きく変わっていくわけですから、その中で自治体が果たすべき役割というのは、もっともっと大きくなっていくだろうと。市長がやるかどうかは置いておいて、最低限、今の経営陣については、経営責任をとってやめるというのが一般社会の常識だと思うんですね。だから、そのあたりについては、やっぱり強力に進めていってほしいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

マイレールの関係で、樽見鉄道連絡協議会の方で一応見るという話をしまして、この負担金につきましては前年と同額で20万円でございますが、マイレールにつきましても、非常に皆さん方に協力を願ひまして、費用弁償等もお支払いしていないような状況でございます。そして、予算のかかることにつきましては、あまりないということございまして、いろいろそこで案を練っていただ

くというような会でございます。そんなようなことと、事務局につきましては、樽見鉄道が現在行っております。そこで最善のものでやっていきたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

市長、お願いします。

市長（内藤正行君）

おっしゃるように、常識がわかるかどうかということではないかと思えます。よく頑張っておられるなあという気がするわけでございます。

役員会というのがございまして、会社の役員会に行政は3人しか入っていないんです。あと8人ほどが民間の方でございまして、そういう中で、その責をどうするかという話はなかなか困難だというふうに思っています。ですから、先ほど申し出のあったような理解のある方がありますので、それを切り口に、この問題については解決していかないかと思えます。

ただ、市民鉄道とはいいまして、それは一つの表現で、市民で十分利用してもらおうということで名前をつけてありますが、会社は第三セクターでございます。第三セクターというのは、行政と民間で行うというのが第三セクターで、民間なしの行政自治体なら直営ということになるんですが、この三セクということは完全に崩すわけにいかんのかなというふうにも思っておりますので、その点も御理解をいただきたいと思えます。

議長（白木 健君）

私は議長をやっておりますから、何にもしゃべられんで黙って辛抱していますけれども、また機会がございましたら発言させていただきます。

じゃあ、57ページまでよろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

竹中さん、お願いします。

29番（竹中光夫君）

47ページの一番上の公有財産購入費として9億5,000万余り上がっております。これの財源は合併支援交付金7億円を使われておりますが、合併支援交付金というのは、合併2町に対して5億円、1町増すごとに1億円ずつプラスされるということで7億円と私は理解しておりますが、その合併支援交付金をこれに全部充当することの妥当性について説明をお願いしたいと思えます。

議長（白木 健君）

参与、お願いします。

参与兼合併プロジェクト室長（新谷哲也君）

合併特例交付金につきましてお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃいました数字の話は積算基準でございまして、ベースが5億円、それから合併市町村数が三つ以上になる場合、それぞれ一つふえるごとに1億円加算されるというような積算基準で、5億プラス、2よりも二つ上ですから2億と、それで7億という積算ではじかれておりま

す。

ただ、県から、交付する側から見まして、実際にそれを本巢市で使う以上は何ら問題はない、使い道だけでありまして、例えば今回みたいに単年度で1ヵ所集中して充当するとか、これは5年間ですから年度を分けて均等に充当するとか、そういう充当の仕方につきましては、市町村の判断でございますので、あくまで本巢市が行う事業に充当すれば交付金上は問題はないと。当然、その前に県が認めた云々の話でございますが、それは本巢市の中でコンセンサスが得られれば、交付金上は問題ないというふうに思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

5番 国井君。

5番（国井 博君）

46ページの工事請負費、128ですけど、建物解体撤去工事、これは都築紡績の方だと思うんですけど、私たち通常から考えますと、現在、機械がいっぱい入って工事を行っておるわけですけど、そこら辺に対して経費的にも今のところでやらせたら安くできるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の検討はなされて予算を組まれたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、ただいまの建物の解体工事、撤去費用の件でございますけれども、今回、予算として2億円を計上させていただきました。この部分につきましては、今、議員からお話ございましたように、今取り壊しをしております業者から見積もりをとらせていただきました。それから、さらに一般の県内の解体業者から見積もりをとらせていただいたわけでございます。同じような形で、あそこで粉碎をして、そこに敷き詰めるという形での見積もり、そういう形でとらせていただきましたが、ちょっと意外や意外、実は県内の業者の方が安かったというようなことでございますので、この予算をお認め願いましたら、またさらに新年度に入りましてから業者選考をして入札というような形で取り扱っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。一応見積もりをとっております。

議長（白木 健君）

57ページまでよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

はい、22番 川口君。

22番（川口金二郎君）

ちょっと55ページの選挙費のことでお尋ねします。ポスターの掲示設置場所の撤去、また設営の委託料でございますが、このことにつきまして、委託そのものは別としまして、この設置場所を指定されておりますが、これは選管の何かに基づきまして、人口的なものか、あるいは距離的なもの

かで云々されたのかということ、ひとつお尋ねをまずさせていただきます。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

ポスターの掲示場所の設置でございますけれども、今回、この部分で見えておりますのは、128カ所ということで見ております。この場所の決定につきましては、選挙管理委員会で決定をしていくということでございまして、ただ距離とか、そういうものについてはございませんけれども、やはりできるだけ市民の有権者にわかりやすいところにつくるということで考えて、選挙によって減る場合もありますし、ふえる場合もありますけれども、そんな形で行っているということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、22番 川口君。

22番（川口金二郎君）

大変その地域によりましてポスターの掲示場所が少ないというような感じを持つわけでございますが、ということは、要するに立派なポスターを候補者の皆さん方は張られるんですが、見ていただくポスターです。ですから、その辺のことが少ないことによって、選挙が始まったが、どこにポスターがあるのかなあとということによって、投票率にも関係してくる問題でもあろうかと思えます。ですから、そのようなことで、もう少しふやせたらふやしていただけたらなあというようなことを思うわけでございますが、そういうことは考慮いただけないのでしょうか。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

ただいまの御質問の件につきましては、やはり選挙管理委員会にお諮りした中で決めてまいりたいと。こういう御意見があるという中で決めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川口君。

22番（川口金二郎君）

そういう選挙管理委員会の方で検討していただくということですが、じゃあ設置場所につきましては、これも選管の方で決められるのですか。と申しますのは、我々もポスターを張ったことがあります、選挙におきまして。どこに掲示板があるのかなあと、さんざん、場所は書いてあるんですが、探しても見当たらないというようなことで云々しますと、何だこんなところにあるんじゃないかというようなことですね。限られた少数の中で、しかも非常にわかりにくい位置に掲示板が設置

してあるというようなこともたまたま見受けられますので、その場所をふやすとかふやさないとか、この場所の設定をひとつ再検討をいただいて、もう少し限られたところで、住民の皆さんが見やすいところにやったら、よりその効果が出るんじゃないかと、こんなことを思いますので、ひとつ場所の再検討をひとついただきたいと、こんなことを思います。お願いします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

場所につきましても、多分私も、この選挙管理委員会の決定という中にも、事務局で今までここにあってという形で指定をしておりますので、当然その辺は十分考慮した中で、選挙管理委員会に諮って決定をいただくということにしたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに57ページまでではありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、57ページまでを終わります。

58ページから80ページまでの間の質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

では、ちょっと細かいところもお聞きいたしたいと思いますのでお願いします。

まず、60ページの障害者福祉費の中の08. 報償費の中で説明番号127. 福祉有償運送運営協議会委員報償金というのが組んでありますので、これは初めてなので、どういう事業をどういう形でやられるのか、だれがやられるのか教えていただきたいと思います。

同じく62ページの老人福祉費の中の01. 報酬、説明欄の038. 介護保険認定調査員の報酬が1,389万3,000円組んでありますが、昨年と比べまして500万ぐらい減っています。なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

次に63ページ、同じ老人福祉費の中で委託料だと思いますが、説明番号082の友愛訪問活動事業委託料というのがあります。これが378万8,000円組んであるんですが、これは去年は520万8,000円組んでありました。どうしてこういうふうに大幅に減ったのかということ、まずお聞きしたいと思います。

それから68ページ、児童福祉費の07の中の説明番号001. 臨時職員賃金というのが72万円組んであります。去年は291万6,000円でした。どうして減ったのかということ。

それから、70ページの保育園費の中の01. 報酬です。説明番号049に歯科医師報酬というのが組んであります。同じく110にも歯科医師報酬というのが組んであります。どういうふうに違うのかお聞きをしたいと思います。

それから74ページ、保健衛生総務費の07の中の賃金ですが、ここにはちょっと組んでないんで聞

きますが、去年は臨時看護師及び臨時保健師の賃金が組んでありましたが、これがことしは組んでありません。どうして減らされたのか、またその後の影響についてどう考えておられるか、お聞きします。

最後、80ページの廃棄物等処理施設建設基金費というのがあります。これに積立金として1,000万円積むことになっております。ところが、歳入の方の33ページ、この同じ基金が廃目というふうになっておりますので、どういうふうなのかお聞きをしたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

すみません、またページを順番に御指摘願いたいと思いますので、一つずつお答えします。

48番（三島智恵子君）

なら、60ページから。

健康福祉部長（中村 節君）

60ページの説明欄の08節の報償費の127.福祉有償運送運営協議会委員報酬につきましては移送サービスをやっていきたいということで、この協議会を設置するためには、市が根幹で進めていかななくてはならないということで協議会を設けるわけでございます。

内容につきましては、運営協議会のメンバーの構成員でございますが、関係する地方公共団体の長またはその指名する職員、その次に地方の運輸局長、それから公共交通に関する学識経験者、想定される有償運送の利用者の代表、関係する地域の住民の代表並びに関係するボランティアの代表、またバス・タクシー等の関係する団体の人を寄せて運営協議会をやります。それに基づいて移送サービスができるかどうか、そういう判定をする協議会でございます。そういうふうでお願いをいたします。

その次の62ページでございますが、04目の老人福祉費の説明欄の038の介護保険認定調査員でございますが、16年度は7人で予算計上してございますが、実際に6人で運営ができた。認定調査ができたということで、1人減をいたしました。そういうことで454万4,000円の減でございます。

それから、63ページの説明欄の13節の委託料の082.友愛訪問活動事業委託料、昨年より142万円減でございます。これにつきましては、老人クラブの方へお願いいたしまして、家庭へ行かれて安否を確認するという事業でございますが、1人当たり1,000円でやっておりました。例えば菓子箱を持っていったり、そういうことをやってございましたけれども、現在、1,000円のものが7掛けぐらいで買えるだろうということで、そういうことで1,000円を700円に落としました。人数的には450人該当しております。そういうことで予算を減してございます。

それから、68ページの7節の賃金の72万円、臨時職員賃金でございますが、これは前年は291万6,070円でございますが、これにつきましては1人職員を減、なぜかといいますが、出産されました方が復帰されますので、今回、1人減をいたしました。

48番(三島智恵子君)

70ページの保育園費の中に歯科医師の報酬というのが2カ所に組んであるんです、049と110と。どういうふうに違うんですかということをお聞きしたかったんですが。

健康福祉部長(中村 節君)

049の歯科医師報酬につきましては、五つの保育園関係でございます。それから、110の歯科医師報酬につきましては糸貫西幼稚園と糸貫東幼稚園で、二つに分けてございます。

48番(三島智恵子君)

保健衛生総務費の74ページですが、ここの賃金のところに書いてないので見てもらってもわからないんです。去年は臨時看護師と臨時保健師の賃金が組んであったんです。でも、今年度はありませんので、どうしてですかと聞いたんです。なぜ減らされたのですかという理由がわかたらお聞きしたい。ここには載っていませんので、見てもらってもわからないんですが。

健康福祉部長(中村 節君)

74ページの07節の賃金、本年348万6,000円、そこが706万5,000円、これにつきましては、臨時職員の保健師が減と。これにつきましては、ほかの保健師がそこでやれるということで判断をいたしましたので減をいたしました。以上でございます。

議長(白木 健君)

総務部長。

総務部長(溝口義弘君)

80ページの廃棄物等処理施設建設基金積立金と、それから33ページの廃棄物等処理施設建設基金繰入金の関係の廃目という意味でございますけれども、ここで廃目になっておりますのは、基金の積み立ては、80ページは積み立てを行っていきますです。が、歳入の方としては、昨年度は1億円の歳入を見ました。しかし、今年度はこの部分の繰り入れを行いませんので、要するに、目としては廃目としたということで、歳入の目を、今回ここでなくしたということでございます。また、来年なり繰り入れが必要ということになれば目の設定をするということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長(白木 健君)

はい、三島君。

48番(三島智恵子君)

ちょっと私にはよくわからんですが、繰り入れがないから目を廃目してしまうのを歳入のところで書くというのがちょっとわからなかったんですが、いいです、そういう処理をされるというふうに理解すればいいわけですね。

ちょっと今説明をいただいた中で、74ページの保健師を削ったから臨時賃金が下がったとおっしゃいましたが、臨時看護師についても削られたんではないかというふうに思います。仕事がそれで十分回っていくのかどうかということ、一つだけ確認をしたいと思いますし、これは総務部長に

お願いしたいんですが、予算の全部のところ、あちこちで賃金が低くなっていますね。これは単価を下げられたこともあると思うんですが、どこどこで臨時職員を削られたのかという一覧表を、今でなくても結構ですので、予算の審議の後までに、できたらいただきたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

賃金につきましては、やはり見直しの金額によって下がっておる部分もございますし、現在の職員で何とか間に合わせたいと。現在、それだけの能力がある職員ばかりでございますので、そういうことで判断してやりました。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

では、2点伺います。

一つは69ページの児童手当、あるいは児童扶養手当についてですが、これは予算額を見ると、16年度と17年度にそんなに大きな差異はありませんが、せんだって議決しました3月の補正予算を見ますと、相当の減額がなされており、例えば児童手当の方で言いますと、減額後の予算は1億6,700万円、新年度予算が1億8,500万円ということで、2,000万ぐらい多いという勘定になります。児童扶養手当についても同様のことが言えまして、減額後の予算が5,100万余りで、今年度の予算が6,700万ぐらいになりますね。そうすると、結局、3月の補正で減額した理由をいろいろ説明いただきましたけれども、その理由が全然反映されていないのではないかというふうに思いますが、どうなんでしょうというのの一つです。

もう一つは、75ページの保健事業費で根尾地域の健康診査委託料が460万円ほど組まれております。16年度の当初予算から見れば200万ぐらい減っておりますが、これもせんだっての3月の補正予算後の予算額で言うと246万円ということで、16年度の実績かどうかは別にして、実績見込みよりも200万ほど多い、倍額ぐらいになっていますね。それほどの実績を上げていこうという意欲があれば、そのことはそれで結構なんですけど、ただ現実問題として、今までのようなやり方でいって倍の実績が上がるとはとても考えられません。どういう体制でこれを進めていこうとされているのか。どういう特別な体制をもってやろうと思っておられるか、そのあたりについて伺いをいたします。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

69ページでございますが、02目の児童手当費並びに20節の扶助費 1億 8,587万 3,000円、002の児童手当扶助費でございますが、前年に対しまして 316名を減額してございます。現在の状況を見ますと、やはり住宅地が少しずつふえている傾向でございましたので、やはり扶助的なものはすぐお支払いしたいという関係で、1割ほど人数が増額になるという判断で、ここに予算を計上してございます。

並びに母子福祉費の20節の扶助費でございますが 6,717万 9,000円、033の児童扶養手当扶助費でございますが、16年度につきましては、12月、1月が県でございましたので、今回は12ヵ月分計上してございますので、その分だけ増になってございます。御理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（白木 健君）

75ページの根尾の問題、根尾総合支庁長、答えてください。

根尾総合支庁長（島田克広君）

それではお答えします。

16年度から不均一を使わせていただいて、この事業をやることとしました。しかし、6月の予算でございまして、実際にその辺の調査と申しますか、募集が7月以降にずれ込まざるを得なかったということが受診をする人の減になったというふうに理解をしております。しかし、17年度においては早い時期にその辺の調査をやります関係上、前々年度、15年度よりは低く見てありますけれども、16年度よりはふやしたということでございます。15年度までは600万何がしを要して、ずうっと何年かやってきておったわけですが、それから比べると16年度は大変少なかったということと言わざるを得ません。しかし、17年度においては、もっと伸びるであろうということを考えております。以上でございます。

議長（白木 健君）

よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

児童手当についても、補正予算のときでもそうですけれども、いろいろ理由は言われますね。根拠なしに数字は恐らく出てきてないんでしょうから。けれども、児童手当にしても、先ほど申し上げたように、3月に減額した分だけまたふえているという形になりますね、実際には。それだけのものが本当に必要かどうかというのは非常に疑問だと思うんですよ。全体として増加傾向にあると言いながらも、それはまだ微々たるものですね。真正地域の伸びがあるけれども、よそが現状維持、あるいは若干減るとかという状況の中で、これほどの伸びがあるというふうには、残念ながら今の段階では考えられないと思うんですね。だから、予算はなるべく、もちろん可能な見込みはせないかんですけれども、それを超えるような見込みをすると、それぞれの数字でどんどん矛盾が出てくるでしょう、これは。例えば、これから1年たって、ほとんど減額しなければ、それはそれで

結果オーライということになるかもしれませんが、まずそれはないだろうと思うんですね、このままで行けば。だから、あくまでも予算といえば予算ですけども、しかし、自治体というのは予算主義ですから、なるべく厳密に見るとというのが建前でありますから、そういう点からすれば、やはりこれは過剰な見方ではないかというふうに思わざるを得ません。

とりわけ気をつけてほしいというのは、遅くとも12月あたりから当初予算の中身は詰められていくだろうと思うんですね。順序から言えば、補正予算の方が後になっていく場合がありますね。そうすると、補正で確定したものが、次の新年度の予算では前のままという形で、そこで矛盾が出てくる場合というのがあります。だから、そういうことがここで生じているのかなという気がいたしますが、そういうことはそちらの立場として言えるかどうかわかりませんので、その部分についての答弁は結構ですけども、なるべく正確な予算を組むということに心がけてほしいと思います。

人口推計も出しているわけですね。市民環境部の方では出てないですか、今後の人口の推計というのは。そういったことも参考にしながら、連携をとりながらやってもらえれば、より正確なものが出てくるのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

それと、根尾地域の健診ですけども、16年度については、実質的には7月からでということでは言われました。正直言って根尾のことが十分わかっているわけではありませんけれども、この460万をきちんと健診事業で使おうと思ったときに、これまでの診療所等の利用状況を見ておりました、それと直接的にはつながらないにしても、もっともっといんな形での努力が必要ではないか。きちんとみんなが事前にいんな健診を受けてもらって健康に心がけていただく、そういう体制が、ありきたりの体制でなくて、特別の体制が必要ではないかというような気が私はしていますが、そういうことがなくて普通でこれだけやっていけると言われれば、それで結構ですけども、どうなんでしょう、その辺は。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

予算につきましては、また慎重にやっていきたいというつもりでございますし、現在の子供さんの伸びにつきましては、糸貫地域の南の方から真正地域につきましては、約8%から9%ぐらいの伸びでございますし、将来もそのぐらいの伸びで来るだろうと。ただし、そこから以北につきましては、伸びが見込めないと、そんなつもりでございますので、もう一度慎重に今後の伸びを考えていきたいと、そういうつもりでございます。

議長（白木 健君）

根尾総合支庁長。

根尾総合支庁長（島田克広君）

お答えします。

昨年については、一般の健診が4月から実施されております。したがって、根尾地域の健診につ

いては、7月以降に募集をかけたということから受診者が少なかったということでございます。こ  
としについては、この春、一般の健診と同じ時期に募集をかけたいというふうに考えております  
し、それから再度、そういったことの周知もしていきたいというふうに考えておりますので、御理  
解いただきたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに80ページまでの分はございませんか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、一応80ページまでは終了させていただきます。

80ページから 104ページまでの質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

91ページに断層公園の展望台整備の工事費と、その次のページに土地購入費が、合わせて6,400  
万円計上されています。この予定地については見に行ってみましたが、見に行った結  
果、二、三いろいろ思うことがございましたので申し上げますが、一つは、仮にあそこに展望台を  
つくるということをよしとした場合でも、今、断層体験館があって、その道路を挟んで現在の駐車  
場があって、その南に田んぼがあって、高台があって、そこに展望台をつくるという形になります  
ね。そうすると、その三者が必ずしも有機的に連携できないのではないか。今度つくろうとする展  
望台と体験館と現在の駐車場がもっと有機的につながるためには、この高台全体を整備するという  
よりは、一番南側が基本的には欲しいんだろうと思いますね、この断層を見るためには。一番北の  
方が今雑木林になっておりますけれども、その雑木林と現在の駐車場との間の田んぼをきちんとし  
て、三者の連携がとれるようにした方が、やるのであればその方がいいのではないかという感想を  
持ってきました。

それはさておき、いずれにしても、この事業について本当に必要なのかどうかということ  
が、まず問題だと思うんですね。その点において、私は特に不均一課税を使うその事業について、  
じゃあ、どこでそれを審議していくのかということで、たまたま25日でしたか、先日、新谷参与  
から「不均一課税の取り扱いについて」という文書をいただきました。別に私の質問のためにくれた  
わけではないと思いますけれども、これを見ますと、不均一課税充当事業計画書に掲げられた事  
業、2ページ目ですけれども、その中で策定手順というふうになっておりまして、その1番目が、  
地域審議会の提案や住民等の意見をくみ取り、根尾総合支庁長が原案を作成、ここから始まって  
いくわけですね。2番目で、内部で検討し、3番目に、市長から行政案を地域審議会に諮問、地域審  
議会から答申というふうになっております。地域審議会の会議録を取り寄せまして、全部目を通し  
たわけでありまして、どうもこのことが論議をされていないように思いますが、いかがです  
か。

議長（白木 健君）

根尾総合支庁長。

根尾総合支庁長（島田克広君）

それではお答えします。

今回の断層展望台の事業につきましては、産業建設委員会でも御説明をさせていただきましたけれども、従来から建設をしたいということでありました。ちょっと長くなりますけれども、旧根尾村時代において根尾谷断層周辺を観察館、資料館、体験館、駐車場、トイレ等々の整備を図り、桜シーズン以外の集客力の向上を図ってまいりました。平成13年度に作成をしました第4次総合計画では、地域の特性を生かした質の高い観光地形成の観点から、この地域を周遊体験型の観光施設として位置づけ、水鳥地区全体を断層公園としていく内容の事業計画を立てました。一方、文化財の保存・保護の観点からは、地域に根差したふるさと教育を進め、地域資源を活用した郷土学習の場として、その環境づくりに取り組む方向を示してまいりました。

こうした基本計画をもとに、今回、明治の時代に世界に紹介された写真を参考に、その写真が撮影されたと思われる位置周辺を整備する事業として提案をさせていただいたものであります。

今後、学習の場として利用できるよう、それを意識した整備内容とさせていただきました。現地の高台周辺は無論、資料館に残る震災当時の写真の位置を特定し、写真看板を立てることで、震災で隆起したと言われる水鳥大地を散策できるようになればと考えております。

したがって、震災当時の写真との見比べだけでなしに、緑地区全体が6メートル隆起、3メートル横ずれの様子を1ヵ所だけでなく、フェンスで囲われます145メートル間のすべての場所から展望できる施設ということで、今回、予算計上させていただいたところでございます。

このことにつきましては、従来から建設をしたいという思いで来ておりました。しかし、不均一を使って観光の観点からも、一日も早くここを完成させたいという思いから、今回、予算計上させたわけでございます。

今言われました、前回、25日の全協において出させていただきました充当の基本的ルールでございますけれども、ここには作成手順ということで、今、議員おっしゃいましたような手順が書かれてございます。このことについては、審議会においては具体的に報告はさせていただいておりますけれども、内容については、根尾出身の議員さん方とは何回か話し合いを持たせていただきましたけれども、審議会にかかる時間がございました。したがって、これも3月25日に、やっとこういったことで了解を得るといった段階に至ったわけございまして、18年度以降の予算については、審議会の御意見も伺いながら進めていきたいと考えております。

したがって、17年度分につきましては、審議会の意見は、報告だけであって聞いていないということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

参与、お願いします。

参与兼合併プロジェクト室長（新谷哲也君）

地域審議会の件につきまして、説明した以上、私の方から答えさせていただきます。

先日お示ししましたのは、基本的な策定手順を示させていただきまして、この日の質問を想定して、もうちょっと踏み込んで説明させていただいたと思うんですが、会議録を見ていただくとわかりですが、かなり活発な議論をいただきまして、当初の予定を超えた5回にわたって協議がされた。やはり時間的にもかなり延びましたので、今、支庁長も言いましたように、なかなか取りまとめる時間がないまま当初予算に突入せざるを得ない状況になったという中で、基本的には充当計画に当たる事業につきましては、地域審議会の諮問を経まして決めていくわけですが、17年度はそういう事情でございましたので、17年度の事業を地域審議会で説明しながら、また御意見を賜りまして修正を加えつつ、また通常は地域審議会に、こういうものをこういう言い方で諮るということは決めておりませんが、地域審議会の御提案を十分いただきまして、一部は予算化させていただいた部分もございまして、そういう形で、実質、諮問以上の取り扱いをさせていただいた。ただし、そこにお示ししましたように、策定スケジュールというのは、基本的に流れというのはつくらせていただきましたので、4月早々に17年度予算の説明を当初の予定どおりさせていただくときに、17年度を含めまして18年度、今考えております計画書の内容を諮問させていただいて、先日お話ししましたスケジュール、作成手順にのっとりまして進めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

御理解と言われますけれども、全く理解はできません。先ほど言いましたように、5回分、全部会議録を見ました。特に12月の場合には、新年度にどういう事業を、この根尾地域で特に不均一課税を充当した事業をどういうものを考えているかということの説明がありましたね。少なくとも会議録を見る限りでは、これは一言も出てこないですね。会議録を見る限りはですよ。100%会議録になっているかどうかは知りませんが、少なくとも会議録では出てきません。その論議が深められる、深められない以前の問題でしょう。

この5回やった中で、この断層公園の絡みで出てきたのは、6月議会の前と後に委託料が組まれますよということが一言ずつ、それぞれ出てきただけですね。あと、じゃあどんなものをやるのかというのは、一切そこでは諮られていない。そういうことが本当に正常なんでしょうか。そういうこともあって一番最初の質問を出しましたけれども、そこはとまったので、ここで改めて市長にお伺いしますが、この根尾地域の振興に資する事業ということで、この断層公園というのが取り上げられたんだと思うんですね。でも、合併協議会の中では、これは重要度が非常に低いということで低ランクに抑えられた。でも、その上に立って、なおかつ不均一課税を使ってやりたいということで組む、そこまではいいでしょう。その段階で、じゃあ、どこと話し合いをしてやっていくのか。先ほどの支庁長の説明ですと、議員とは相談したと。それでいいんですか、物事の進め方が。地域審議会が現に存在している中で。地域審議会というのは、そういった議員、あるいは住民全体

の意見を取りまとめて地域審議会の中で論議して、それを踏まえて執行部として、こちらとして一つ一つの事業を計画していく、それが普通の当たり前のルールだと思うんです。そういった普通のルールを外したやり方をしているというふうに私は言わざるを得ないと思うんです、今回は。そのあたりについての市長のお考え、今のやり方でいいんだというふうに思っておられるのかどうか。

回数の問題がありますので、もう一つつけ加えて言っておきますけれども、必ずしもよくなければ、一遍差し戻して、本当に必要なのかどうかということから原点に戻って、地域審議会なりで論議をし直すべきだというふうに私は思いますが、いかがですか。

議長（白木 健君）

市長。

市長（内藤正行君）

今の根尾の断層の展望台工事につきましては、これは旧根尾村からの引き継ぎ事項でございます。そういうことで、私としては念頭にあったものでございます。

地域審議会につきましては、4月から設置ということで進めてまいっておりますが、御存じのように今は特例期間でもあるということで、この審議会も特例期間が終わってから稼働するかという議論もあったわけですし、そういったことで設置はしてきました。ですから、設置した限り、それは尊重しなきゃいかんわけですが、かといって議員の方の御意見も無視はできないということでございます。手続上、地域審議会に諮らなかつたということにつきましては、これは落ち度があったとして断らなきゃいかんという立場にあるかと思えます。

事業の推進については、従来からの計画の中で、桜橋も含めまして計画されていたものでございまして、これは引き継いで進めていかなきゃいかんということでございます。

また、この実際の設置場所のあり方につきましては、御指摘のありましたようなことで十分検討させていただきまして、余分な投資がないようにということでございます。

また、根尾地域の方々の御理解をいただきまして、この財源につきましては、不均一税制の根尾の方で負担していただくということにしてまいっているところでございます。

先ほど相互理解の話がございました。これは基本的には本当に大事なことで、民主的に市政を進めるに当たりましては、私どもと議員の皆様とがお互いに十分理解して進めていくべきものと思っております。そのやり方につきましては、旧町村の場合は若干違っていたかと思えます。それで、私どもが進めようとするにつかまして、そこまでやらなきゃいかんことかということが、逆に議員の方からも出るような節もあるわけですが、やはりちゃんと意思疎通はして行って、そうした中で御指導いただければ、後で修正というようなこともないということもありますので、これだけはちゃんとやっていかなきゃいかんというふうに思っております。

先ほどたまたま鷓鴣議員が触れられましたが、合併の初年度でございましたし、きょう29日に議会は最終日を迎えているんですが、これにつきましても、先日の人事の面でもお話ししましたように、ちょっと遅いわけです。その原因はどこにあったかといいますと、執行部の予算編成がおくれ

てきたということにあったわけございまして、そういったことを反省しまして、もう年内には、特に新規の課題事業等については固めておきまして、そして1月からの査定をスムーズに進めてまいらなきゃいかんと。そして、新規事業と新しい取り組み、重要事項については、議員の皆様、そのほかに全協等で十分徹底して御指導をいただくと、こういう機会を設けていくというのが本位ではないかと思っているところでございます。反省も踏まえまして、そうした点を是正すべきはしていかなきゃならない、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今回のこの計画については、私は非常に失礼な言い方だけれども、ずさんだと思うんですね。何がずさんかという、前見せていただいた図面で言うと、高台のところに障害者用の駐車場をつくることになっています。そこへ、じゃあどこから行くのかという、その隣に、私の小さな車が何とか通れるかなというような道が下からついていますね。その道で障害者にそこまで行ってくださいなんていうことは、とても不可能です。であれば、道路の拡幅、少なくとも2倍ぐらいには拡幅せんらんだらと思うんですね。そうすると、じゃあ、そのための経費はどうかというの、今回には入ってないです。物はつくるけれども、そこへ行く道はつukらないよという予算ですね、これは。だから、そういう点から見ても、非常にずさんなやり方をしているんじゃないかというふうに思います。

手順的に考えてみても、いろんなところの意見を聞くのは結構でしょう。根尾地域の議員の意見を聞くのも結構でしょう。でも、そういうことも踏まえつつ、一つのルールとしては、やっぱり地域審議会に諮っていくのが当たり前なんですね。それが一言も口に出ていない。ほかの観光事業、桜橋とか、中電のどこかの湖ですか、そちらの方の話は出ていますけれども、この断層公園は一言も出てないという、そんなことは普通あり得ない話でしょう。ということで、市長が先ほどいろんな問題に落ち度があったというふうに言われた。落ち度があったということであれば、当然もとへ戻って、もう一度再検討して、やるやらない、どちらとも言いませんが、少なくとも原点へ戻って論議をし直すべきではないか。それが普通のルールだと思うんですが、いかがでしょうか。そういうふうにすると言っていたら、それはそれで結構なんです。このまま押し切るといことになると、そんな落ち度があるけれども、やってやったという形で、非常に今後禍根を残すだろうというふうに思います。いかがですか。

議長（白木 健君）

市長。

市長（内藤正行君）

実際、予算を認めていただきましたら、新年度になりまして本設計を組むという段取りになりますので、それ前に御指摘の点を踏まえて本設計にかかってまいる形で進めさせていただきたいと、

このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

川村君。

47番（川村高司君）

手短に、103ページの防災行政無線整備工事、この件について4点ほどお尋ねをいたします。

一つは、ほかの地域、つまり本巢地域では、デジタルではないけれども、進行している。本巢地域の運用状況を分析した上で、今回のこの設計がされているかという点が第1点。

それから第2点として、災害時のレベルをどれくらいで考えるかによってこの運用の仕方も随分違うと思うのですが、多分一方向の送信システムだろうと思いますが、例えばそれを双方向にすることができるのかどうか。その割り当て周波数の関係も含めて、もし説明がいただけたらお願いしたい。

それから第3点目は、過去に一般質問等でも行いましたし、他の関連の災害時の電源の問題が出ております。こうした災害時の電源供給が、どのような形でこの設計の中に織り込まれているのか、これが第3点です。

それから、そうした場合に、特に公民館だとか、あるいは災害時の避難先の公共施設については、この導入はどうなっているのか。

4点、お尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、4点についてお答えさせていただきます。

まず本巢地域、今現行の本巢市内で使われておりますものでございますけれども、これにつきましてはデジタル対応のアナログということで、当然これを利用するという中で計画をしております。

それから、今回計画をしておりますのは、やはり一方通行ということで、帰りがないというものでございますけれども、これと4点目に言われました避難場所の公民館への部分の取り扱いでございますけれども、同じようなことかと思いますが、双方向で行うという部分につきましては、簡易固定局というもので行えば、要するに携帯用の無線では非常に電波が弱いですから、半固定のものを設置すれば、当然にして避難場所とのやりとりはできるというふうに考えております。

それから、災害時の電源の供給でございますけれども、この部分については、ちょっと細かいことまで、私、今理解をしておりますので、後ほどまたお答えをさせていただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

また、これも今後進んでいくと思うんですが、先ほど質問いたしました地域情報の問題と絡んでくると。絡めて考えるのか、絡めて考えないのかということも大きな設計上の問題になってくると思うんですが、ある地方では、例えばケーブルテレビを使って、そしてそれによって情報管理システムを持つと。もちろん、今回のこの防災無線というのは、無線というベースで考えるわけですが、総合的にそうした災害情報を、どうやって我々は把握をするかという問題で考えた場合に、当然、これは無線の問題と有線の問題と絡めて、もちろん有線という場合は、レベルによって寸断されるということでは考えられないわけですが、例えば低レベルの場合だったら、有線と無線とを共有して使っていく考え方も当然必要なわけで、その辺のマスタープランを十分練っていただきたい。これは要望ですので、また会議が終わったら、ゆっくり聞きに行きたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（白木 健君）

ここで暫時休憩をさせていただきます。13時から再開をいたします。

午前11時46分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（白木 健君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

104ページまでの質疑でございますが、質疑のある方。

〔挙手する者あり〕

はいどうぞ、高橋君。

35番（高橋秀和君）

2点ほどお伺いしたいんですが、まず1点目は、西部連絡道路に関する件でお伺いをしたいと思っております。これは96ページで道路新設改良費で組まれております。産業建設委員会を傍聴しております。その質疑の中で、この西部連絡道路の建設にかかわってくる土羽ののり面の問題の質疑が行われました。実は、そののり面の取り扱いについて課長の答弁が、いかにもちょっと私は理解しがたいような答弁をいただきましたので、質問者はそこでとめられましたので、もう一度確認をしていきたいと思うんですが、西部連絡道路の建設の特別委員会が開催された折に、いわゆる土羽ののり面の問題について、実は設計の段階で御意見を申し上げました。この本巢西部連絡道路の長い路線の中で、のり面をずうっとつけられていくと、除草の問題やら、道路維持管理の問題やら、いろいろ考えたとき、あるいは農地の流動化を考えたときに、のり面はできるだけ少なくしていく道路建設が望ましいという御意見を申し上げました。それに賛同していただける委員の方もたくさんお見えになりました。そういった中で、実は先日の産業建設委員会の御質問の中で、いや、のり面

はこのままだというような答弁を課長がされた。それは特別委員会で意見を申し上げた部分は、一体どこへ行ってしまったのかと。

ここの部分の中で、先ほど歳入の部で私は申し上げませんでした、いわゆる県からの補助金をもらって事業を行っています。県の補助金をもらうというと、いろいろな規制がついてくる。その規制がこののり面にかかってくるのか、そのこともあるだろうというふうに思いますが、これから使う道路を建設していく場合に、のり面をずうっとありきの道路設計、あるいは建設は考え物だと。将来の農業を、土地の流動化を含めて集約化していく場合にも、除草という仕事は、農業をやっていく場合に大変大きな問題になってまいりますので、その点について執行部の見解をお伺いしたいのが1点目。

2点目は、先ほど鶴飼議員から御指摘がありました地震展望台の問題なんですが、不均一課税のお金の取り扱いについて、合併協議会でいろいろ協議されてきた部分と、あるいは今回お示しになりました不均一課税の使い方の問題も含めて大きく変わってくるようであれば、早い時期に不均一課税分のお金の使い道を示される方がいいだろうと。できるだけ早い時期に、それはやれないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

その2点だけお伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

1点目の西部連絡道路の建設に関する御質問でございますが、皆さん御承知のとおり、この道路は合併を支援するという道路で県の方へ要望し、進んできております。そういう中で、交付金Bという補助事業で採択を受けたわけでございます。採択に当たって県の指導もございまして、現在計画しているような断面、いわゆる論理的にはのり面のある断面ということになっております。

そういう中で、御質問の、のり面が後々管理上問題があるんじゃないかということでございますけれども、やはり県の採択基準もございまして、そういったことについて、今度新年度に入りますと、5月に補助金交付申請をしていくわけでございますが、それ以前に県当局と再度この点について協議し、進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（白木 健君）

根尾総合支庁長。

根尾総合支庁長（島田克広君）

お答えします。

不均一課税の充当につきまして、16年度と17年度については、その都度、全協においてお示しをさせていただきましたけれども、18年度以降の分については、確定できたものについてはお示しできるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

私は、地震展望台のことについては、支庁長が御説明になったように、継続事業として取り上げられてきたと。その中で、この財源は不均一課税で充てて、この事業を実施していくと。どこも継続的な事業というものは、各町村持っておったわけなんで、その財源をこれに充てられていくなれば、それは理解して事業を進めていただければいいと。ですから、合併協の中である一定のお金をため込むという話も出ていました、基金として。そういった部分での利用法もありますでしょうし、事業費に充てていくものもあるだろうと。決まったという問題よりも、やはりできるだけ充てたいという問題も含めながら、予定だけでも早期に出していただかないと、やっぱりこういった問題が突然起きてくるような気がするね。だから、根尾でも継続的な事業を持っていたわけでしょう、今まで。根尾村さんが存続していけば、そういう継続事業を持っていた。それが不均一課税分を充てていくという形ならば、早期にそういう部分を含めて検討して出されないと、いつまでもこういう問題が尾を引かないように、ひとつ対応していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。その決まり次第ということじゃなしに、検討項目でどこまで上がっているかということもオープンにしていく必要はないですかね。その点はどうですか。

議長（白木 健君）

根尾総合支庁長。

根尾総合支庁長（島田克広君）

お答えします。

今の断層展望台につきましては、16年度、17年度の継続事業として進めさせていただいております。それから、それ以外の部分につきましては、継続事業として進められるものについてはお示しできるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（白木 健君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

41番 杉山君。

41番（杉山 潔君）

102ページですが、消防施設費の中で消防施設整備工事として2,520万円組んであるわけですが、これはどこの設備をされるのかということと、もう一つ、その次の104ページの中にある補償費として組んである立木等の補償費とありますが、これはどこかで何かをつくるために移動するお金じゃないかなあと思うんですが、その辺のところちょっと説明をいただきたいと思ひますが、お願ひします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

まず、消防施設整備事業の内訳でございますけれども、これにつきましては防火水槽を5基、ここで計画をしております。その中で、場所につきましては、糸貫1基、根尾1基、根尾3基ということでございます。財源的には、電源立地交付金、辺地債、あるいは不均一課税、消防債、それぞれ使って5基を設置するという計画をしております。

それからもう1点、104ページの補償、補填及び賠償金の部分の260万円でございますけれども、これは前から御説明申し上げたとおり、防災無線の中継基地設置、そこに係りますところの樹木の補償というものでございます。以上です。

41番(杉山 潔君)

了解しました。ただ一つ、防火水槽についてですが、北部の方でも山間部の特に高いところでは、谷の水を利用するのもなかなか難しいところがあるので水槽が必要だろうと思いますが、南部の方については、真正の場合でも、今の揖斐線から北については、ほとんど特殊井戸を掘った。私も長らく消防をやっておりましたんで、特殊井戸を掘っては防火水槽にしておったんですが、これも地下水が下がって使えないところが非常に多いということで、防火水槽を随分つくってきたわけですが、さらにまだ地下水が下がっていくということで、各所に防火水槽、あるいはまた新しく団地が方々にできておりますが、そのあたりの防火体制は、多分まだ消火栓もないところが随分あると思うんですが、そういうところも順次整備してもらいたいと思っておりますけれども、今後の防火水槽とか防火設備についての、今これで完璧とは言えないと思いますが、毎年こうして四つなり五つなり防火水槽をつくっていかれるであろうと思うんですが……。

議長(白木 健君)

そういうのは一般質問でやってください。ここに関係ないことだから。

41番(杉山 潔君)

はい、了解しました。

議長(白木 健君)

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、6番 道下君。

6番(道下和茂君)

先ほどから断層公園の話が出ておるわけでございますけど、私の考えとしては、断層公園につきましては、旧根尾村の時代の平成12年から16年度の過疎計画にも、これは盛り込まれておりました、また新市になりまして整備計画が非常に遅い時期に計画されておるということで、地域住民、また住民の方々、いろいろ声を聞きながら、根尾の地域の交流施設、また観光産業の一翼といたしまして早急に整備をしたいということで、不均一課税を使用させていただくというようなことで計画を、執行部ともども計画をお願いしておるところでございます。

また、先ほど整備計画につきまして、いろんな観点から出ておりましたけど、確かに障害者用の通路としては、いまいちかという考え方もあるわけですけど、花壇の整備につきましては、これは

大変低いところでございまして、少し雨が降りましても水がたまと。それを公園化しようと思っても、いつも水浸しになると。じゃあ、そこに公園を整備して土盛りをするということは、大学の先生とか、いろいろ聞きましても、以前根尾村時代から聞いても、それは無理だと。できるだけそういうことは避けた方がいいという形で、分散のような形になるところもあると思うんですけど、どちらにいたしましても、根尾地域の振興に資する事業であると私は考えておりますので、市長におかれましても、ぜひとも整備を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから地域審議会の件につきましては、我々も不均一課税につきましては、合併前にどういう事業に使うかということを取りまとめておく必要があったかと思うわけですが、いろいろなことがありましてそういうことができなかったということで、3月25日に不均一課税に対する取り決め事項ということで皆様方にも御配付されておると思うわけですが、そういうことで、今回、そういう取扱事項が定められたということは、私は大変ありがたく思っておるわけでございます。地域審議会も今は議員が9人見えますけど、やはり21人枠になったときに、根尾地域から議員が少ないときに、広く地域住民の声を吸い上げて、市長の答申にこたえるというのが地域審議会の務めかと私は思っておりますので、今後とも地域審議会の方にも相談をしながらやっていくのがベターであり、今度取りまとめられました不均一課税の取りまとめ事項にそのようなことが載っておりますので、そういうことをルールに沿って行っていただければいいかと思えます。

ただ、断層公園につきましては、ぜひとも現況というか、当然、一部手直しをするところはしなくてはならないと思うんですけど、進めていただきたいと思いますので、市長によろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

よろしく願いしますという問題だったら、この場でやらないように、一般質問でやってください。

6番（道下和茂君）

あれじゃないんですけど、市長のちょっと方針をお聞きしたいと思ひまして。

議長（白木 健君）

いやいや、80ページから104ページの中の問題を審議していただかなきゃいけないということだから、みんなも方向音痴のことをやらんようにしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

80ページの一番上の枠の中で下水処理費として繰出金、農業集落排水特別会計繰り出しが3億4,936万円、もう一つ、あわせてお聞きしたいと思いますので、99ページ、土木費の下水道費、真ん中あたりです。繰出金として公共下水道特別会計へ1億8,288万円の繰り出しがされておるま

す。この二つを合わせますと、5億3,000万円余りが下水道会計と農集会計の特別会計へ繰り出されております。その5億3,000万円のうち、1億5,500万円が維持管理費のための繰り出しであります。一般会計が負担すべき繰出額は6,100万円ぐらいで、現実には9,300万円が繰出額を超過してると、私は一般質問のときにも聞いております。この金額の繰り出しについて、総務部長の見解をお聞きしたいと思います。

なお、今後、この超過繰出額は、まだまだ増加してくると思います。私はそのように推察いたしておりますが、市長はどのように推定されているかお伺いし、そのための対策はどのように考えられるか、お伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

各会計への繰出金についての御質問でございますけれども、これにつきましては、先般、議員さんが一般質問をされまして、それから私どもの各担当部長がそれぞれ内容を説明し、ルール分についてはという話をし、それ以外については一般会計からの繰り出し、繰り入れをしているという中でお話をし、またそのときにも部長の方から、当然にして特別会計については独立採算を基本としているという話がありました。まさにそうだと思いますけれども、あくまでもまだ独立採算の中におきまして、その会計にそれだけの力がないという中において、会計の運営上、一般会計から支出をし、繰り出しをして会計の運営を図っていくということで、私どもとしては繰出金を認めておるわけでございますので御理解いただきたいと思います。

議長（白木 健君）

市長、お願いします。

市長（内藤正行君）

下水道のみならず、一般・特別会計への繰り出しは、福祉関係も含めまして増嵩していくということでございます。現在、17億程度の繰り出しが総額であるんですが、5年後にはさらに4億円ぐらいふえていくということございまして、大変な時代が来るとございまして、したがって、この財政計画を十分立てながら、かといって、下水道をやらないというわけにもいきませんので、これは上水も含めてでございますが、十分事業推進には留意をしながら、財政運営が破綻を来さないようにしていかなきゃいかんということでございます。今がよければいいというわけにはいきませんので、長期見通しを立てる中で考えていかなきゃいかんということでございます。

したがって、部分的には、今、糸貫地域が1万人ほどが空白という形になっているんですが、これの着手をいつやるかということにつきましては、長期計画を立てながら進めていかんわけでございます。特に現在は投資の期間でございますので、計算上は特に繰り出しが多くなって、議員御指摘の歳入の使用料がまだ十分上がってこないという時期でもありますので、そういった点も含めて、金額的にはいかに大きくなっていますが、これはやはり社会基盤・生活基盤の向上という面で大変重要な部分でございますので、長期見通しを立てながら財政運営に支障を来さな

いようにしつつ進めていかないかと、このように思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

総務部長に私お伺いしたのは、いろいろな条件で繰り出しすべきものを繰り出したということですが、一般会計からこの特別会計へ繰り出しすべきであるという基準があるのに対して、特に超過部分についての説明をお願いしたかったんですけども。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

今お答えしたのは超過部分の話をしたんです。基準だけでは、当然、特別会計として運営がしていけないという部分で、超えて一般会計の繰り入れをさせていただいているという説明をしたつもりですけど。

議長（白木 健君）

そのほかございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

1点だけお尋ねいたします。

83ページの農業振興費の中に、説明番号102で有害鳥獣捕獲報償金というのがあります。これは昨年と比べて減額になっています。ところが、そのすぐ下、委託料の中の説明番号163で有害鳥獣捕獲委託料の方はふえているんですけども、どうしてこういう形の予算を組まれたのか、理由があつたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（白木 健君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

まず1点目の有害鳥獣捕獲報償金は、前年度に比べて100万円ほど少なくなっております。これは前年の実績に伴って、今年度見込んでおります。

それから、有害鳥獣捕獲委託料はほとんど増減がないと思いますけれども、163は前年度より6万3,000円ほどふえておるだけというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

いろいろな予算を組まれる場合に、今年度の予算は、消耗品、備品費、いろいろなところが削ってあります。市長が言われていましたように、30%カットという格好が知りませんが、大変多くのところできつい予算を組んでいらっしゃるんですが、これは報償費が減っているのに、どうして委託料だけ、たとえ少なくともふえているのかなあという疑問があったのでお聞きしたんですが、より猟友会に頑張ってとってもらいたいという意味があるのかどうか、その点だけちょっと確認いたします。

議長（白木 健君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

御質問のとおり、去年は特に有害鳥獣が多くて困っておったわけですが、そういう中で猟友会にお願いし、そういうことを進めていただくという意味もございまして、前年度実績、同じような金額を委託料では組んでおるわけです。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、104ページまでの質疑を終了させていただきます。

105ページから予備費136ページまでについて質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、22番 川口君。

22番（川口金二郎君）

教育費の関係でお尋ねします。109ページですが、小学校の非常勤教育講師の報酬としまして1,729万5,000円、それから112ページに中学校の非常勤教育講師の報酬ですが648万6,000円、この内容についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、130ページですけど、保健体育費の土地の借上料3,936万7,000円につきましては、どこの場所であるかということをお尋ねします。

もう1点、この教育費の方の社会教育費の中に入っているんじゃないかと思うんですが、実は根尾の地域にオヤニラミという珍魚がございまして、多分その土地を賃借しておると思うんですが、その分はこの127ページの土地借上料の中に入っているのか、ちょっとその辺の関係についてお尋ねをします。

議長（白木 健君）

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

第1点目の109ページ、学校管理費の報酬ですけれども、ナンバー136.非常勤教育講師の報酬ですけれども、これは小学校の非常勤講師8名分を計上させていただいております。

それから 112ページですけれども、中学校費の同じく報酬でございますが、136番非常勤教育講師の報酬ですけれども、3名分を計上させていただいております。

それから、130ページの土地借上料 3,936万 7,000円につきましては、本巢地域の本巢総合運動場、真正地域の真正運動広場みどり公園、糸貫地域の席田北部公園、それから根尾地域のゲートボール場という4地域の部分が含まれております。

それから 127ページでございますが、14節使用料及び賃借料のナンバー4.土地借上料につきましてはの御質問ですけれども、これは駐車場の部分でございます、その4筆を4名の方からお借りしておるといってございます。

〔「オヤニラミなんですけど」と22番議員の者あり〕

失礼しました。126ページの14節使用料及び賃借料でございますが、その中のナンバー4.土地借上料で22万 3,000円が計上してありますが、実は16年度まで事務局費でオヤニラミの生息場所の借り上げを組んでおりましたが、文化財保護費の方へ組み替えさせていただいております。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川口君。

22番（川口金二郎君）

非常勤教育講師の8名分、3名分はわかりましたんですが、講師が講習されるというか講義される、その内容的なものは、どういう講義があるんですか。

それからもう一つ、オヤニラミの土地の借上料なんですが、実はこのオヤニラミは珍魚ということで、平成4年ごろに根尾中学校の生徒がそういうのを発見したと。当時は数十匹あったということでした。一般の人も見ることができたかと思うんですが、その後、だんだん減ってきて、平成11年度ごろに根尾村の議会の方で質問をさせてもらったことがあるんですが、その当時は姿が見えなんだということで、水産試験所の方に本当に生息しているのかどうかということをお願いしたということですが、その後、年数がたっておりますが、土地の人に聞いても、そんなもの見たことがないとか、あるいは全然そんな面影もないというようなことございます。なお、この管理につきまして、当時は池ですので水路がございまして、水路に網を張って魚が逃げないかんようにしてあったんですが、最近そういう問題が出まして、ちょっと見てみますと、その網も取っ払ってしまって何にも管理していないということですが、本当におるものかおらんものか、生息しておるのかしていないかということ、ひとつお尋ねをするのと、もしこれが生息していないとすれば、これはもちろん個人の土地ですので借上料で賃借しておるわけですが、もし、いないとすれば、これは何かこの土地の利用、せっかく土地をお借りしておるわけですから、何かに利用する面はないのか。あるいは、その面がなかったならば解約ということも考えて、ひとつ御検討いただきたいと思いますが、その辺の点につきまして、わかっておみえの範囲をひとつお答えをいただきたいと、お尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

非常勤教育講師の内容につきましては、少人数教室を助けていただく先生ということが1点、それからもう一つは、教育強化を進めておりますから、その2点でこの非常勤教育講師を雇用しております。そのような内容で仕事をお願いしている次第でございます。

それから2点目ですけれども、オヤニラミの生息場所は、根尾の入り口のところでお借りしておりますわけですけれども、オヤニラミの生息場所ということで実はお借りしておりますわけですね。その中にすんでおるものとして保護・保存に努めておるわけですけれども、私ども、まだその現地で生息場所としてお借りしております中で、まだよう確認はしておりません。適正な保護に努めてまいりたいとは思っておりますが、その中に今現在すんでおるかどうかの確認はしておりませんが、適正な保護をこれからも努めていかなければならないというふうには感じておりますが、今後、そのようなことを調査し、適正な保護に努めてまいりたいというふうに考えておりますから、どうぞよろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、川口君。

22番（川口金二郎君）

今後、調査するということがわかりましたんですが、最近陽気も暖かくなりまして、こういう問題が出ましたので、私も実は正直言いまして、限られた範囲なんです、池の範囲が。そこを長時間かけて見ておっても、そんな面影も全然ないと、見られんと。もちろん、土地の人も見たことがないというようなことで、先ほど申し上げましたように、平成11年のときにはもう見られなんだと。当時、根尾の教育委員会でそういう答弁もなされておったわけですね。その後、あれしてあったんですが、実際におるのかおらないのか、生息しておるのかしていないのか。

それから、管理の問題におきまして、もしそこにおったとすれば、流れぬように、用水路に何かの対策をしなきゃならんんじゃないかというようなことで、ただ昔おったのでということで、それを何年もほかりっ放しで高い賃借料を払っておるということは、ちょっとおかしいんじゃないかと、こんなことを思いますので、もしそういうことがないというなら、せっかくのかなりな土地でございますので、ほかに利用する面がありましたら、ひとつそのような点も踏まえまして検討いただきたいと、そんなことを申し上げます。

議長（白木 健君）

事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

オヤニラミの生息につきましては、やはり現地で確認をすることが第一だと思いますから、確認をしながら、適正な管理・保護に努めてまいりたいというふうを考えております。よろしくお願

します。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、簡潔になる予定ですが、討論をいたします。

こういった予算を考える上で、今回は二つのことを考えました。一つは、この予算が住民の暮らしにとってどうなのか、二つ目は、民主的なルールがきちんと守られて物事が進められているかという点であります。

まず第1点については、質疑の中で市民税の増額の理由を聞きました。配偶者控除という説明がありましたし、あるいは69歳医療の扶助がなくなるというようなことで、市民への負担がふえるということが明らかになっています。もちろん、いろんな施策をやっていく上で、住民に我慢してもらわなければならないという場合ももちろんあることは認めています。けれども、委員長報告にもありましたように、この69歳医療の関係のときに、市長が嫌われても切るべきものは切るというふうに言われたわけで、率直に言って、私はそういう言葉はもっと違うところで使ってほしいと。福祉を切り捨てるときに使われては、これは市として、あるいは市長として福祉に冷たいんじゃないか、そういう印象を与えるというふうに私は思います。いろんな福祉がある中で、さらにいろいろ精査して、競合する、あるいは整理・統合が可能なものは、これから見直すことは十分あり得ますが、ただ単品で出てきたときに、これは嫌われても切るんだというふうに単純に言われるということについては、非常に抵抗を覚えます。

第2点目の民主的なルール云々ということについては、一般質問以来、幾つか申し上げてきました。先ほどの質疑の中では、根尾の断層公園の話も申し上げました。道下議員から私に対する答弁かと思うような話もありましたけれども、私が一番問題にしているのは、本来のルールである地域審議会になぜかけないのかということです。地域審議会にかける、そんな当たり前のルールすら守らないままに、ずさんな計画を出してきていることが問題だということを言っているわけでありませう。だから、市長もそれについては落ち度があったということを認めているわけですから、これも全く常識的に考えれば、差し戻して改めて論議し直す、根尾地域においてそれをやってもらうのは当たり前の話であります。

さらに、17年度予算で特徴的なのは、補助金の一律カットをなされました。そのことを一概に否定はしません。けれども、ここでも私は問題だと思うのは、決めたから団体の皆さんに我慢してく

ださいと言うんではなくて、切ろうと思ったときに、それぞれの団体といろんな話し合いをして、こういう事情で10%、あるいは15%の削減を考えているんで協力をお願いしますということをやった上で出してくるべきだと、それがなされていない。

さらに、幾つか取り上げた、例えば大型事業で言えば防災行政無線、3年間で15億6,600万円というような事業が、本会議が始まるまでほとんど知らされないという事態もあります。新規事業、これは本巣中学校の駐車場の問題についても、何ら事前に説明がされない。事業変更をする場合でも、これは事前に、もともとの計画があったけれども、こういうふうに変えたいと思うんだけれども、どうだろうという説明、あるいは相談があってしかるべきだと思うんですね。それが民主主義のルールであり、相互理解につながるものであります。市長も相互理解をとか、もともと市長は互譲の精神ということを言われているわけでありますから、お互いを理解し合うためには、事前に物事を率直に話し合う、相談し合うということが当然必要だと思いますが、残念ながら今回については、それに反するルール違反とも言うべきものが数々ありましたので、そうした予算については、到底納得することができません。

以上、反対理由を述べ、この17年度一般会計予算について反対討論といたします。

議長（白木 健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、24番 小川君。

24番（小川幸雄君）

賛成討論を行います。この場で御無礼します。

三位一体のときになりましたし、また依然として景気もよくないというような中で、予算を編成するのに大変苦勞をされたことと思います。当初、市長は30%ぐらい減るんじゃないかというようなことを心配されておりましたが、これが20%減で済んだということにつきましては、かなり皆さん方が努力をされたんじゃないかというふうに私は評価をしております。

一つ私として要望しておきたいのは、年度当初から予算統制をしっかりしていただきまして、ともすると過去の決算期において不用額がかなり出ておる部分が、これは旧本巣町においてもあったわけなんです。年度当初からそういう予算統制をしっかりやっていただくことによって、もし不用額が中に出そうだというようなときには補正を組んでも、このような時期でありますので、市民の負託にこたえるように、ひとつ努力をしていただきたいということを要望いたしまして、17年度予算については賛成をいたします。以上です。

議長（白木 健君）

それじゃあ、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

自席にて失礼いたします。

17年度予算を見させていただいて理解しましたが、農業集落排水事業も公共下水道事業も、ともに財政負担の大きな事業であります。今後もこの事業のために当市の財政負担は、ますます増加するものと私は確信いたします。よって、既設事業及び現在施行中の事業は別にするといたしましても、今後の下水道事業の新設は、方向転換をすべきときであると私は考えます。しかるに、17年度予算にて下水道処理場建設用地の購入資金として多額の予算を計上されております。これは当市の将来の財政負担を一層増加させ、当市の財政を窮地に陥れるものと思います。当市の将来の財政を健全に運営していくために、今後の下水道新設計画を再度検討した上で、下水道建設及びその用地の購入に当たるべきであると考えます。現在、当市が所有する遊休地の活用をまず考えるべきであり、また下水道事業の将来を考えた場合、今回の土地購入は、今現在、ぜひ必要なものとは考えられません。よって、今回予算の土地購入については、強く反対するものであります。以上です。

議長（白木 健君）

次に賛成者。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

それでは、自席にて賛成討論を行いたいと思います。

本巢市が誕生して1年たちまして、17年度予算は、実は本格的な本巢市の予算だろうというふうには私は認識をしております。片や、合併できなかつた市町村が幾つかあります。その中で17年度予算を組まれている、それぞれの合併できなかつた市町村の状況をマスコミ等で見ますと、大変厳しい予算組みをされているというふうな報道が聞こえます。この本巢市は、早期に合併実現を目指して取り組み、今回、県に帰られる参与の努力もありまして、財政的な支援策を最大限に活用しながら西部連絡道路の整備を着々と進められるし、同時に、本巢中学校、一色小学校の建設も順調に進んでまいります。特に本巢中学校は、今年度も継続事業になっております。

加えて、幸いと言っていいのか、真正地域の皆さんから批判もありますけれども、都築紡の跡地に大型ショッピングモールが来ることによって本巢市の財政状況に少し明るい兆しが見えてきている中で、私どもは、この本予算で執行部が出されておりました補助金カットとか、あるいは経常経費の30%カットという中で、厳しい財政運営を踏まえて、本巢市の健全なる財政状況を踏まえての事業運営を認めていかなければならない状態だろうと思います。将来の本巢市の財政状況を考えたときに、どんどん膨らめばいいというものではないだろうと思います。使うべきときは使い、使わない部分には使わないでいく方針も必要だろうと思います。それが、もし合併できなかつた場合に、もっと厳しい財政状況になっていったんではないだろうかということは想像できるわけでございます。

課題でありました防災行政無線も、17年度から着手されます。また、スマトラ島沖で地震が起きたという報道が朝ありました。災害はいつ起こり得るかわからない中で、早い対応が望まれていた

防災無線も実施を計画されております。私たちの住む本巢市が住みよいまちに、あるいは住みたくなるまちづくりのために、限られた財政の中で、あるいは財政を十分に生かしながら、住みよいまちづくりをしていける予算組みをされているというふうに理解できます。

鵜飼議員から福祉の切り捨ての部分がありました。69歳の医療の問題については、いずれか決断をしなければならない時期が来るだろうと、私はそのように考えています。それが来年度になったなあというふうに私は思っております。

厳しい財政上の中でやっていかれることは、執行部も議員も同じように痛みを分かち合っていくと同時に、これを市民にも伝えていかなきゃいけないというのは非常に心苦しいわけですが、合併はいいことばかりではない。合併があったから西部連絡道路もできているし、ある意味で竹中議員がおっしゃった農業集落排水事業も、合併ができたからこそ、ある意味で長期ビジョンに立った下水道の事業推進もできたらろうし、特環の公共下水もできていくんだらうというふうに思います。

どちらにしても、合併特例債の有効期間は10年間でございます。10年の間に財政力を高めるまちづくりのために、その初年度として厳しい財政事情の中でこの予算組みをされて、住みよいまちづくりのために努力された執行部の予算については賛成するものであります。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

山田君。

26番（山田澄男君）

まず最初に、17年度の一般会計につきましては賛成といたします。つまり、教育委員会並びに産業建設、それから市民環境部、上下水道、おおむね17年度の予算については賛同する項目が多くございますので、この件については賛成いたします。

その点について2点だけ申し上げますと、最近、執行部の体制ですけれども、昼間の電気の節電ですね。光熱費が年間何千万とあります。その中の節電、きょうもこの議会でも節電されておりました。だれが電気を消されたかわかりませんが、それからぬくもりの里の辺でも、昼間、電気を消されております。そうした面では光熱費等の、たかが光熱費ですけれども、節電をして削減される現状です。

それから、最近、建設課、あるいは上下水道の工事の納期が、3月13日とか15日、16日、18日と、工事が納期限に済まされております。そういった傾向を見ますと、この17年度の予算は、今の執行部の体制の連絡・報告が徹底されていきますか知りませんが、この方向性からいったら、17年度の予算もおおむね厳しい財政ではありますが、恐らく執行部の体制からいけば、17年度の予算はうまく進行していくのではないかと思います、17年度の予算に関しては賛成といたします。以上です。

議長（白木 健君）

ほかにございせんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本議案を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第25号 平成17年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第16 議案第26号及び日程第17 議案第27号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第16、議案第26号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてと、日程第17、議案第27号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第26号と議案第27号については、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

報告をいたします。

午前中に報告をしました内容に従って、当日、議案第26号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、議案第27号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計予算についての2議案は、当委員会において全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しましたことを報告いたします。

議長（白木 健君）

議案第26号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

国保につきましては、前にも決算とかいろいろなときにも申し上げておりましたけれども、特に施設勘定の方ですけれども、診療所において本巢診療所、根尾診療所とありますが、それぞれのやり方に違いがありまして、でも、それぞれのやり方の違いはあっても、それぞれきちんと診療所として成り立つような運営が考えられていかなければならないというふうに思っています。でも、残念ながら、今の利用が減っていくという状況が続いておりますが、そのあたりを抜本的に方向を出していかないかだろうと。とりわけ、今度新しい設備を入れるわけですね。入れて、それでなお

かつ減っていくようであれば、何のための設備投資かということが、また問われるようになってくると思うんです。そのあたりの方針をどのように考えておられるかということが一つと、根尾については、決算のときに申し上げたと思いますが、訪問看護などについては、本巢はありますけれども、根尾はやっていないと。そのことについて疑問を私は申し上げたと思いますが、根尾は入院設備があるから、必要な人は入院しちゃうという意見も聞きますけれども、でも、本来的に介護保険というのは入院すればいいというものではなくて、在宅で可能な限り訪問看護、いろんな手だてを講じながら、自分の住みなれたところで生活をするというのが原則なんですね。なのに、訪問看護は、せっかくお医者さんがおりながらゼロだというのが、私は解せないというのが率直なところですが、そのあたりは、一体17年度についてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

議長（白木 健君）

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

隣ですが、お答えします。

ただいまの御質問につきましては、当日の委員会及びその前の委員協議会においても、我々は非常に関心を持っている事項であります。御質問のように、確かにそれぞれの診療所の差異がございますし、また今年度につきましても、そういう形での予算措置がされておるという点で、委員会としても、その点は重々審査し、また進めていきたいと考えておりますが、詳細については行政当局から報告を受けたいと思います。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

本予算に計上をさせていただいております根尾診療所における備品購入についてであります。まず、総務費の総務管理費の中の備品購入費のレセプト電算処理システム並びに総合健診支援システムにつきましては、レセプト点検電算処理システムにつきましては、患者に対し診療費の請求書、あるいは領収書の発行、また診療報酬の請求に使用するという事で、現在も導入しておるわけでございますけれども、この現在のシステムは平成5年に導入しておりまして、年数もたっております。また、データの保存の容量が限界に達しているということでもあります。この診療所の運営につきまして、どうしても必要不可欠なシステムでございますので御理解いただきたいと思います。

また、総合健診システムにつきましては、新たに住民健診、また職員健診も行うということでもありますので、こういったシステムは新規に導入して適切に対応していきたいということで、これにつきましても必要不可欠なシステムということで御理解いただきたいと思います。

また、医業費の中の医業用機械器具費、この中に備品購入費ということで4,187万4,000円予定しております。超音波装置とエックス線テレビシステムなどがあります。超音波装置につきましては、超音波、いわゆるエコーにより体内を診察する装置でありまして、心臓、肝臓、腎臓等の疾患の診断をするということでありまして、従来より、より高い精度の診断ができるということであ

ります。モニターを見ながら医師が患者に説明が可能であるということでありまして、またエックス線テレビシステムにつきましても、胃の透視やら肺の検査を行うシステムでありまして、従来使用しておりますフィルムで行っておったのが、今度は撮影画像により確認ができ、これもより高い精度の診断が可能ということでありまして、受診される患者が安心感と申しますか、満足していただけるような診察ができるかと思っております、これらにつきましても平成5年、平成6年に導入したものであります、今回、更新していきたいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、2点目の訪問看護の取り組みについてであります、介護保険制度の中における訪問看護は、御承知のように、ケアマネジャーが介護者に対するメニューを取り組む中で、根尾診療所における訪問看護をということで、メニューの中に取り組みいただければ診療所でも対応するという、診療所におきましては、いつでも訪問看護ができる体制を整えておりますので、今後、ケアマネジャーとの連携をとりながら、一人でも多く、そういった利用したいという方がございましたら、診療所で訪問看護に取り組みでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

はい 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

私の言い方が悪かったか知りませんが、1番目は、要するに設備を投資するのは結構なんですけれども、それに見合った形で、根尾地域の方が、今、利用については減少傾向ですけれども、それが増加するような手だてを講じないと、投資効果がなくなっていくのではないかと。もちろん、古くなったものをかえるという部分もありますけれども、さらに全く今までなかったものも入れるということもありますね、根尾の場合。そういう場合に、新しいものはどんどん入れてきたけれども、利用はどんどん減っていくという状態を生じないために、どういう手だてを講じていくのかというところが問題だと思うんです。そのあたりのお考えがあったらお伺いしたいということが1番目です。

2番目は、ケアマネが根尾地域、根尾の診療所を使った訪問看護なんかを組まないというのは、ケアマネだけの問題でしょうか。診療所との関係の中で、そういう状態が生まれているというふうには思わざるを得ないですね。それは今後、こちらも入って三者の中できちんと話し合いをしていただければ結構ですけれども、特に根尾については、ああいう特殊性がありますから、その地域に密着した診療所にならないかんし、地域に密着した訪問看護という形がとられていくのが望ましいと私は思っています。そのあたりでの取り組みをぜひ強めてほしいと。

2番目については、先ほど話をされると言われたんで、それで結構ですけれども、1番目について、改めてお伺いします。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

根尾診療所における経営改善といいますが、運営の見直しにつきましては、先月、環境福祉常任委員会を開催いただきまして、いろいろと議員の皆様方から御意見やら御提言をいただきました。そういった委員の皆様方、また地域の方の御意見を今後も継続的にいただきながら、どのような方向で進むべきかということも考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第27号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号 平成17年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

---

日程第18 議案第28号から日程第21 議案第31号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第18、議案第28号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから、日程第21、議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第28号から議案第31号までについては、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

議案第28号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計予算について、議案第29号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計予算について、議案第30号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計予算について、議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算についての四つの特別会計の共通する課題として、管理設後における舗装の仮舗装と本舗装の時期が各請負業者ごとに相違するのではなく、市としても舗装復旧のマニュアルをつくるべきとの意見に対しまして、今後、策定していきたいということで、四つの特別会計を全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（白木 健君）

議案第28号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第28号 平成17年度本巢市簡易水道特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第29号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第30号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第30号 平成17年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号 平成17年度本巢市水道事業会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。2時30分から再開をいたします。

午後2時17分 休憩

---

午後2時31分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

日程第22 議案第32号（委員長報告・質疑・採決）

議長（白木 健君）

日程第22、議案第32号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第32号については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

それでは報告をいたします。

議案第32号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例に伴う関係条例の整理に関する条例については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。以上。

議長（白木 健君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告

どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号 本巢市役所支所設置条例の一部を改正する条例に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第35号 市道路線の認定及び廃止について、発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書について、30人以下少人数学級の実現を求める意見書について、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5までとして議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第35号 市道路線の認定及び廃止について、発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第2号 障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書について、30人以下少人数学級の実現を求める意見書について、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5までとして議題にすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議案第35号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより追加日程第1、議案第35号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（内藤正行君）

追加日程をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議案第35号 市道路線の認定及び廃止についてを御説明申し上げます。

本市の産業振興に資するために市道路線を認定、あるいは廃止する必要がありますので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により御提案をするものでございます。

詳細につきましては、建設部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議をくだされまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

お手元に配付してあります内容でございますが、2ページをあけてください。

路線名、左側の「糸貫3029号線」でございますが、「糸貫3092号線」に、皆さんで御訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第35号の補足説明を求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第35号 市道路線の認定及び廃止について補足説明をさせていただきます。

2ページ目の認定する路線、廃止する路線の表をごらんいただきたいと思います。

まず認定する路線、糸貫3092号線、これにつきましては3ページ目の図面をごらんいただきたいと思います。黒く着色した部分でございますが、延長が1,000メートル、それから幅員が9メートルでございます。

次に糸貫3093号線でございますが、これにつきましては赤色で着色してございます路線でございますが、延長が50メートル、幅員が12メートルでございます。

続きまして糸貫3094号線、これにつきましてはピンク色で着色してございます路線でございますが、延長が65メートル、幅員9.5メートルでございます。

なお、廃止する路線につきましては、次の4ページ目の図面をごらんいただきたいと思います。黄色く着色してございます糸貫2137号線、延長205メートルでございますが、これは既に前、認定してございましたものを新たに認定しますので、重複しますから廃止するものでございます。

以上でございますが、この3路線につきましては、既に大和システム株式会社、それから株式会社福田組から寄附採納願が提出され、受理をしておるものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（白木 健君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、委員会付託を省略したいと思います。後刻訂正発言あり

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

三島君。

48番（三島智恵子君）

私たち、この道路をつくることについて、北側で市が土地を購入するからどうしても必要だということは何度も聞いてきたように思います。ところが、今回の提案理由を見てみますと、「産業振興に資するため」というふうになっているわけですが、これはどういうことなのか、市長に見解をお尋ねしたいと思います。

議長（白木 健君）

市長、お願いします。

市長（内藤正行君）

この道路は、基本的には産業振興のための道路と、あわせてこの道路をつけていただくことによりまして一般人も通行できる、さらに本市で取得をお願いしました2万坪の土地の活用にも資することができるということで、表向きは産業振興にしておりますが、本市の土地の有効活用にもなるということでございます。寄附をしていただいたということを中心に前面に出しまして、このような表現にさせていただいたところでございますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

私、ちょっとおかしいと思います。市がこれまで美濃メガモールについては、市長は、別に誘致したわけではないということは何度も言っていました。でも、そんな中で、この提案理由に産業振興に資するためと言われますと、若干抵抗を感じます。市道がある場合には早く認可がおりるという話も聞いていますので、商業施設のために、それほど市が協力をしなければいけないかどうかという点で非常に疑問を感じますが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

市長。

市長（内藤正行君）

これにつきましては、先日の一般質問でも申し上げましたが、企業の方はシビアな考えを持って見えまして、敷島紡績の跡地については、急いで取り壊されて設営をされたということがございま

す。一方、ここは活用されるということでございますので、活用していただければ、それだけ早く市税の徴収にもかかわってくるということであります。まだ詳しい試算はできない段階でございますが、半年おくれれば、それだけおくれってくるということでございますので、市として逆に、先日も申しましたように、こうした機会をうまくとらえて市民のために有効な方策をとるべきだと、ということで今は考えておりますので、その点、御理解をいただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

この問題は、俗に言えば、表向きの言い方と実際に実態としてどうなのかという部分との若干の乖離というか、ずれがありながら進めているわけですね。だから、そういう中で基本的には、市の購入予定地の有効活用を図るために市道に認定するんだというふうに言ってもらわないと、これまで私たちがいろいろ話してきたことと、どうしたってずれてしまうんですね。たまたま今度はメガモールという、大きいからやってやる。でも、産業振興でも、例えば普通の小さなところだったらやらんという話になってしまいますね、それは。どこでもやるわけではないですから。だから、これはあくまでも例外の問題だし、市長が繰り返言われた、市が買う土地をどういうふうにも有効的に利用するかという観点から考えたときに、この寄附を受けて、ちょうどメガモールができたけれども、この市道ができればもっと有効に活用できると、それだけにとどめておくというわけにはいきませんか。

議長（白木 健君）

市長。

市長（内藤正行君）

御指摘のような形にしますと、提案の理由の修正をしなければいかんということでございます。本旨はそういうことでございますので、本旨の土地の有効活用のためというような形に表現を変えさせてもらうようにいたしたいと思ひますが、この点につきまして、ちょっと時間をいただきまして調整させていただきたいと思ひますので、暫時休憩をお願いしたいと思ひます。

議長さん、よろしくお願ひします。

議長（白木 健君）

それでは、暫時休憩をいたします。

午後2時45分 休憩

午後2時47分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開いたします。

市長から再提案をお願いしたいと思ひます。

市長（内藤正行君）

議案第35号の提案理由につきまして、訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

「産業振興」を消しまして「市購入予定地の活用」と改めさせていただきます。「市購入予定地の活用に資するため」と、このようにさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

ちょっと私よくわからないので質問させていただきますが、北に川がありますね。この認定する道路は、行きどまりの道路になるんですか、どうですか。川がありますので、北側には。

議長（白木 健君）

回答を産業建設部長からいたします。

産業建設部長（服部次男君）

御質問は、3092号線の北の認定路線の3ページの見延字糸貫川通1414番2地先と書いてあるところの矢印の先のことを言われているんですか。ここは県道に接続をするわけです。

29番（竹中光夫君）

それで、認定道路とか何かは必要ないんですか。

産業建設部長（服部次男君）

それはこれで接続しますので。

議長（白木 健君）

これで連結するそうやでええやないかな。

よろしいですね。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

議案第35号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第35号 市道路線の認定及び廃止については、可決する

ことに決定いたしました。

---

追加日程第2 発議第1号（委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより追加日程第2、発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第1号については、総務常任委員会で審査をしてありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

報告をいたします。

発議第1号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例については、議案第4号の部設置条例、議案第5号の支所設置条例の一部改正に伴い、本巢市議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたので、発議第1号として、総務常任委員会、小川副委員長ほか5名の委員をもって議員発議を行いますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願いいたします。

議長（白木 健君）

本案について提案者の説明を求めます。

提案者 小川幸雄君。

24番（小川幸雄君）

先ほど可決されました部設置条例及び支所設置条例の一部改正により、議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたので発案いたします。

委員会条例の第2条は、常任委員会の名称、委員会定数及びその所管を定めていますが、三つの委員会の所管が「根尾総合支庁」となっているため、これを「根尾総合支所」に改め、産業建設委員会に「林政部の所管に属する事項」を加えるものであります。

また、附則2第2条には在任期間の所管事項があり、四つの委員会の「根尾総合支庁」を「根尾総合支所」に改め、産業建設委員会に「林政部の所管に属する事項」を加えるものであります。

以上、説明のとおり、本巢市議会委員会条例の一部を、私以下5名の署名により改正する条例の発案といたしますので、よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第1号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については、可決することに決定いたしました。

---

追加日程第3 発議第2号（委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより追加日程第3、発議第2号 障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号については、環境福祉常任委員会で審査をしてありますので、委員長から審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

それでは、お手元に配付をされております発議第2号 障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書については、国において障がい者自立支援給付法案が今国会に提出をされています。これは、応能負担により自分でサービス選択できるとしてスタートしたものを、今回、応益負担に切りかえようとしているものであります。また、精神障害者の医療に対しても定率負担で変えようとしているが、これらはすべて自己負担が増加するものであります。実施をしないよう、発議第2号として環境福祉常任委員会、瀬川副委員長ほか5名をもって意見書を提出したい旨、議員発議をいたしますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

当市においては、授産所等でのこうした障害者に対する自立の取り組みがされておりますが、国法によるこうした改正が障害になるということでの発議でございますので、よろしく御審議をいただき、御賛同くださいますようお願いをいたします。

議長（白木 健君）

本案について、提案者の説明を求めます。

提案者 瀬川治男君。

17番（瀬川治男君）

障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書について、ただいま環境福祉常任委員長報告のありましたとおりであり、意見書を朗読し、発案理由にかえさせていただきます。

---

障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書（案）

政府は平成17年2月10日、障がい者が福祉サービスを利用する際、一割負担を求めることなどを盛り込んだ「障害者自立支援給付法案」を国会に提出されている。

政府は5年前、自分でサービスを選択できて、しかも、負担は所得水準に応じた（応能負担）の考え方で行うことを明らかにして、「支援費制度」を導入された。

しかし、たった5年でこの約束をくつがえし、障がい者が利用するサービス量が増えれば増えるほど自己負担を高くしていく方式（応益負担）に切り替えようとしている。

一割負担となれば、福祉サービスを利用する障がい者に、きわめて重大な影響を与える。

例えば、現行支援費制度のもとでは、訪問介護（ホームヘルプサービス）は、住民税非課税の人は無料である。実際95%の人が費用負担なしでサービスを受けている。厚生労働省は、実質負担は、1%くらいとしており、このことからすると10倍の負担増となる。

このほか、精神障がい者の通院医療、障がい者の厚生医療、育成医療に定率負担の導入が計画されており、患者の大幅な負担増となる。

障がい児・者に対してかかるような（応益負担）の導入による大幅な自己負担を増やすことは、生活設計そのものを狂わすことになりかねない。

#### 記

1、利用者の負担増を招く応益負担制度（利用料定率負担の導入、公費負担医療制度の見直し）を実施しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月29日

岐阜県本巣市議会

内閣総理大臣様

財 務 大 臣 様

厚生労働大臣様

---

以上、朗読したとおりですので、よろしく御賛同くださいますようお願いをいたします。

議長（白木 健君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号を、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第2号 障がい者自立支援給付法案の改正を求める意見書について、採択することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後3時02分 休憩

午後3時03分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

追加日程第4 30人以下少人数学級の実現を求める意見書について及び追加日程第5 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第4、30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと、追加日程第5、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを一括議題といたします。

30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については、文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教常任委員会委員長 中野治郎君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

報告いたします。

平成16年第6回議会定例会で継続審査となった30人以下少人数学級の実現を求める意見書については、県においては30人学級を段階的に進めるとしておるが、現在の40人学級の基本から30人以下学級となればクラス増となり、施設面で、今後、本市は学校の増築事業が増大し、財政面も考慮する必要があるから、賛成少数で不採択と決定いたしました。

同じく、平成16年第6回議会定例会で継続審査となった義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については、昨年、暫定とはいえ8,500億円を地方に税源移譲の内容に組み入れ、決定されているので、今後、推移を見守っていく必要があるとのことから、先送りした方がよいとの意見が多く、賛成少数で不採択と決定いたしました。以上でございます。

議長（白木 健君）

これより30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

少数意見の紹介がありませんでしたので、少数意見を代表して一言述べさせていただきます。

30人以下の学級になれば施設が大変だという話がありましたけれども、今、県が現実には、まず小学校1年生から少人数学級を始めようということで、方向がだんだん出てきています。そういう中で、残念ながら国はなかなかそういう方向へ行っていない。今、意見書を出したから、来年、すぐ学校が、教室が足らなくなるということはあるので、とにかく国の動きを促し、県がそういう方向に向かっている、それを援助する、そういう意味でも意見書を出すべきだということで私たちは主張いたしました。それが少数意見でありますので紹介しておきます。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

これより30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてを採決いたします。

本意見書に対する委員長の報告は、不採択とするものであります。本意見書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、30人以下少人数学級の実現を求める意見書については、採択しないことに決定いたしました。

これより義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

これも少数意見を紹介しておきます。

意見の中には、今、国会で審議中だから、まだ早いという意見がありました。けれども、審議中だからこそやらなかったら意味がないんですね。決まってからやりましょうなんていうのは、全くやらないということと同じことなんです。今、それ以降、全国の例を見ておきますと、調べた段階では、全国2,600余りある市町村の中で、2,026の市町村議会がこれを議決をしています。そうい

う状況も踏まえ、良識的な判断を求めたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、23番 後藤君。

23番（後藤寿太郎君）

今、鵜飼さんの方より、今審議中だからという意見がありましたが、審議中に加えて、地方六団体の代表、我々の代表も、今一生懸命これを審議している途中だから、こちらとしてはまあいいんじゃないかというふうな意見です。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを採決いたします。

本意見書に対する委員長の報告は、不採択とするものであります。本意見書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については、採択しないことに決定いたしました。

---

閉会の宣告

議長（白木 健君）

以上をもって本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもって平成17年第1回本巢市定例会を閉会いたします。

22日間にわたりまして大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員